

恐山史料の再発見

佐藤良宣¹⁾・小山隆秀²⁾

Re-discovery of documentary records
of Osore-zan Mountain

SATOU Yoshinobu・OYAMA Takahide

キーワード：恐山、恐山信仰、円通寺、史料、
霊場、霊山、地藏信仰、民間信仰、
地獄、資料レスキュー

はじめに

恐山（おそれざん、「宇曾利山」）は、特定の山ではなく、青森県下北半島のむつ市山中にある中近世以来の霊場である。一帯はカルデラ地帯であり、宇曾利湖の周囲には同半島最高峰の釜臥山（標高八七八、六m）を含む複数の外輪山が並ぶ¹⁾。恐山境内は温泉が湧出し、奇岩が並ぶ景勝地となっている。山麓には、近世以来、海運の拠点として多くの人や文物が往来した旧川内町、旧大畑町、むつ市田名部などの町場があり、そこに集まる人々も恐山の信仰を支えた。近世以来、恐山の霊場を管理してきたのは、むつ市田名部の曹洞宗円通寺である。現在の恐

山境内には、円通寺末寺である菩提寺や円仁が彫ったとされる延命地藏尊蔵を本尊とする地藏堂があり、他にも様々な地獄が再現されている。近代以降、近隣地域では「死ねばお山（恐山）さ行く」という伝承が多く、恐山は死者の魂が行き着く先だと信じる人が少なくない²⁾。なお今日の恐山は、地藏信仰に基づく死者供養の場として全国的に有名である。夏と秋の大祭には、民間の巫女であるイタコ達が複数集まり、参詣者の依頼に応じて死者の口寄せを行う光景がマスコミを通じて日本全国へと紹介されてきた。しかし、恐山信仰の始まりは明らかではない。伝説や縁起によれば恐山は、九世紀に円仁が開いたが、その後一時荒廃し、一六世紀中期に円通寺開山の僧である宏智聚覚が再興したとされるが、一七世紀以前の史料がほとんど確認されていない現状がある。

現在、記録の上で明らかとなっているのは近世以降の恐山である。宮崎ふみ子がその通史をまとめている。それによれば、恐山について信頼できる史料の初見は、明暦三年（二六五七）七月九日の棟札の写しであり、釜臥山の本地である釈迦如来像を円通寺に祀り、その堂宇を修築した記録であるという。そして一七世紀の恐

山は、近隣の釜臥山の神である釜臥山嶽大明神を祭祀する場として発展し、吉田家を通じて、同大明神に正一位を授与する宣旨を得て、同大明神の正当な祭祀者であることを朝廷から保証されていた。

元禄十一年（一六九八）、天台宗東叡山輪王寺宮が「恐山は天台僧円仁による開山である」という伝承を根拠として、円通寺に対して、恐山の管理権を引き渡すように要求した。その背景には、当時、下北半島へ進出しはじめた羽黒修験の存在もあったという。東叡山の要求に対して、円通寺九世法山正淳は、前述の吉田家による宣旨を根拠とし、地元の熊野系の修験「大覚院」と連携して、ライバルである羽黒修験に対抗して従来の恐山管理権を守った。

一八世紀半ば以降の恐山では、それまでの釜臥山大明神への信仰に代わり、地藏信仰が盛んとなる。境内には、賽の河原や血の池地獄などの様々な地獄や浄土が再現され、地藏尊の霊験や円仁の徳に基づく湯治も流行し、恐山は「地藏尊の不思議な霊験が現実起こる特別な場

1) 青森県立郷土館学芸主幹、

2) 同館学芸課副課長・学芸主幹

所」として人々に認識されるようになった。やがて、一八世紀末以降からは、死者供養や各種祈願（病氣治癒、海上安全）のための参詣も増えた。多くの参詣者を引き寄せ、案内人は口上を述べながら地獄巡りを引率したという⁽³⁾。これらの地獄の種類は、近世庶民社会の宗教意識に対応しつつ発展していったものとされる。

一八世紀後半、円通寺十三世冠古の時代に、それまで流布していた恐山の伝説や伝承がまとめられた。一七六一年に彼が幕府巡見使に提出した「宇曾利山由緒」⁽⁴⁾は、霊場としての恐山の起源、発展、現況についてまとめられた初めての記録である。その記述は、約九〇〇年前の天台宗円仁による開山よりも、二百数十年前の曹洞宗円通寺初代住職による恐山の再興とその後の管理の実績を強調しており、恐山が初めて、日本列島全体の歴史や地理のなかで位置づけられることになった。

一八世紀末になると、恐山の死者供養は武士の間にも広まるとともに、それらの死者供養が円通寺の思惑を越えて、過激に展開する傾向も示し始めていた。例えば「恐山で夜を徹して死者の名を呼べば、その死者に会える」という俗説が流れ、円通寺はその行為を禁止したが、人々

は止めなかったという。

一九世紀には、日本海交易が活発化した影響で、日本各地の裕福な廻船問屋が円通寺へ寄進をしたため、境内が整備されて建物が豪奢となった。かつ「延命経」では、「延命地蔵は海難事故から救ってくれる」と説いていたから、大坂や江戸や蝦夷地を往来する商船の船主達による恐山への海上安全祈願が盛んとなった。

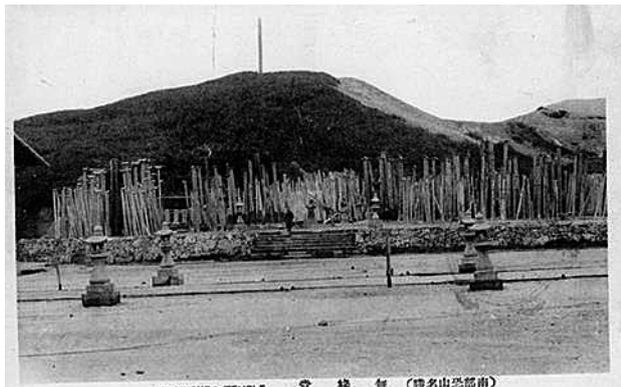
加えて、十返舎一九が「恐山参詣道中記」を出版したことで恐山がさらに有名となり、山中の地獄や極楽の風景が参詣者の好奇心を刺激し、それに対応するように円通寺は案内役をおいた。前述したように、境内を半日で回るコースと専門の案内人「山見」または「山役」による有料の境内案内があり、起等の発行があった。このように、近世後期の恐山の地獄巡りには、宗教的要素と観光的要素が併存していた。さらに恐山は、近世の下北半島の地域社会の民衆たちや、近隣地域からの参詣者、遠隔地からやってくる商人や船乗りたちの願いや恐れや祈りに対応しながら「霊場」として成長していった。なぜ恐山は、時代毎に変化する民衆の願いに柔軟に対応できたのだろうか。その理由のひとつとして、恐山は近世以降に発展し始めた後発

の霊場であったこと、特定の檀家や信者組織を持たず、確固とした儀礼体系がなかったこと、さらにそのようなあり方を容認した円通寺の方針も関係している可能性があるという。すなわち、恐山の「霊場」は、初めから霊場ではなく、地域の人々の期待や祈願を受け止めて、しだいに多くの人を引き寄せるようになり、それがさらに多様な祈りや願いにこたえられるような宗教的空間へ発展したものであり、参詣者との相互作用を繰り返しながら「霊場」となった事例だ⁽⁵⁾。

次に、近代以降の恐山はどのような霊場になったのか。大道春香によると、近代に敷設された各交通網が、近世以来の恐山信仰に大きな影響を与えたという。近世まで下北半島の流通を支えていた海上交通と交替するようになり、一九二一年（大正一〇）には鉄道「大湊線」が全線開通した。そのことで、新しい鉄道網から隔絶してしまった恐山は、遠隔地の人々にとっては通う手段が無い「秘境」となる一方で、近代の汽船輸送の発達によって、対照的に近隣地域からの恐山参詣の方が促進される、という二面的効果が発生した。そのことで、全国的な霊場と化していた恐山は、再び一九世紀以前の地

域的霊場へと逆行したとする。大道の指摘は、恐山の信仰だけではなく、下北半島の民俗儀礼や年中行事等の習俗全般の特徴にも重なることであろう。

その後、再び恐山が全国的な観光地として有名になったのは、近現代の各種マスメディアを通じて「恐山のイタコ」ブームが生じた一九六〇年代以降であった。まず一九五〇年代から恐山のイタコ待ちがマスメディアの注目を集めており、一九六〇年代には一定の知名度を得ていた。さらに「恐山のイタコ」「恐山IIイタコ」のイメージが普及し、恐山来訪者数は一九六〇年代から飛躍的に伸びた。その結果、近年では、観る者と観られる者の二項対立的構造が発生し、霊場「恐山」のなかでは、あくまで非公式の信仰であったイタコが、逆に人々のなかでは中心的な存在となっていく。その現象は、霊場管理者である円通寺にとっては憂慮すべき変化であつたらうという⁽⁶⁾。そのように現代の恐山信仰において、死者儀礼が大きく注目されるようになってから、近世以来の恐山における地蔵の恩恵としての温泉の役割にも新しい変化がある⁽⁷⁾。



(南部恐山名勝) 無縁堂



(南部恐山名勝) 極楽浜遠望



(南部恐山名勝) 血ノ池



(南部恐山名勝) 三途川並太鼓橋



（行基所創寺山岳） NISHI TEMPLE OSOREYAMA 原河ノ院相（勝名山恐部南）

（南部恐山名勝）西院ノ河原



（行基所創寺山岳） BODAJI TEMPLE OSOREYAMA 所務事に並寺堤菩（勝名山恐部南）

（南部恐山名勝）菩提寺並に事務所



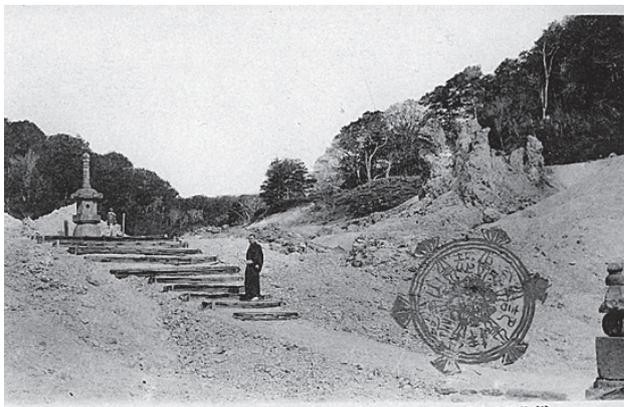
（南部恐山名勝）温泉古滝の湯並冷の湯



（南部恐山名勝）本殿地蔵堂



（南部恐山名勝）剣ノ山

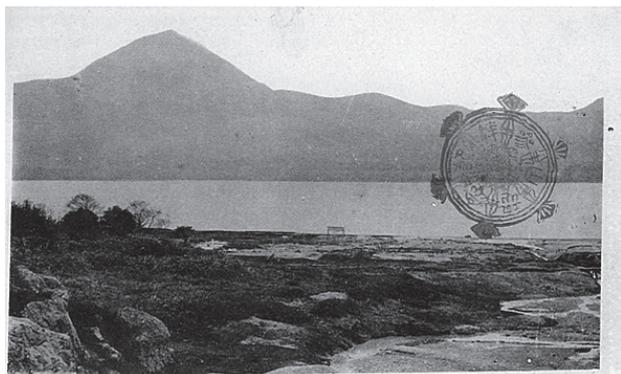


（南部恐山名勝）納骨塔



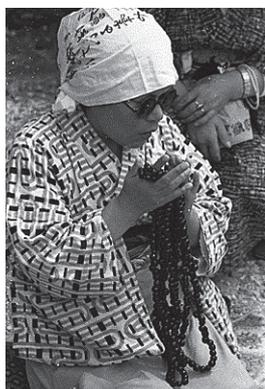
(南部恐山名勝) 大尽山並二宇曾利湖

恐山事務所発行「奥州南部 恐山絵葉書」、12点、
年代不明、青森県立郷土館蔵



南部恐山名勝) 大尽山並二宇曾利湖

なお楠正弘は、昭和期以降の恐山信仰には、現世利益と死者信仰の二つがみられるとしたうえで、恐山信仰を支える集団は、直接、円通寺檀家や大覚院が支配する神社の氏子ではないことを指摘していた。さらに、恐山に参拝する地蔵講の分布は、近世末期の大覚院の霞とほぼ一致しており、それに大畑の太行院の霞と川内地域の修験の霞をあわせたものが、昭和期の恐山の春・秋の祈祷（農耕に関する祈祷。現世利益に参拝する地蔵講の分布地域であるとした⁸⁾）である。下北半島では僧侶が常住しない寺が多く、それらはテラコと呼ばれて、住民達が自ら死者の弔いや供養をする場となってきた。その際、講中が最初に唱えるのが恐山に関する念仏である。そのことは、集落の死者供養と恐山の地蔵信仰とが直結することを意味する。同時にその習俗は、下北地方各集落の旦那寺が、死者供養へ関与することが希薄であったこととの関連性も考えられている⁹⁾。



恐山境内とイタコマチ（1964年7月20日撮影、むつ市恐山、青森県所蔵県史編さん資料「恐山大祭」）



恐山境内の地獄巡りの様子（右）と極楽浜（左）（1980年7月20日撮影、むつ市恐山、青森県史所蔵県史編さん資料「恐山大祭」）

現代の恐山信仰も様々な変化が生まれている。前述したように大道は、一九六〇年代、マスメディアを通じて形成された「恐山のイタコ」のブームが、恐山を一地方の聖地から日本有数の霊場へと変貌させ、恐山の実質的な観光地化を招いたとし、イタコは恐山を「死者に会える山」から「イタコを通じて死者に会える山」へと変えたことを指摘している³⁰⁾。そのイタコブーム後の一九七九年に、大学生のグループが恐山で実地調査を行い、参詣者が語る怪異譚や当時の恐山境内の地獄の概要について記録している³¹⁾。さらに二十一世紀の様子については、鈴木岩弓の分析がある。それによれば、特に恐山境内の各地獄や八角田堂付近、極楽浜等では、参詣者同士が独自に情報交流を行うなかで、新たな儀式が次々と生まれ、なかには、定着しない一時的な流行現象があり、変化のなかで、常に揺れ動く動態としての「恐山信仰」が形成されているという³²⁾。

2 研究の課題

このように先学達によって恐山信仰に関する実証的研究が蓄積されてきたが、そのなかで、約半世紀間、研究上の大きな課題となっていた

のが、恐山研究に関わる重要な史資料の一部の所在が不明となっていたことだ。

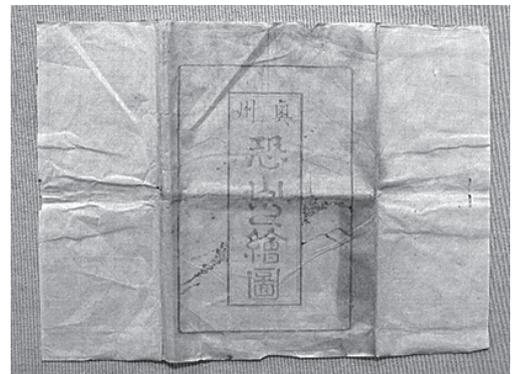
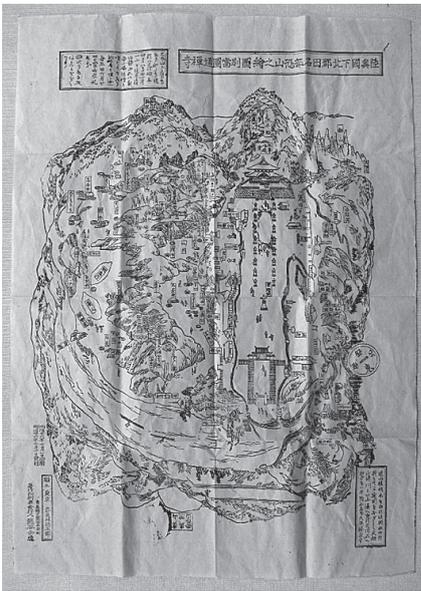
一九六〇年代に、下北半島と恐山で実地調査を行った楠正弘は、前述した天台宗東叡山と恐山を巡る霞争いの結果、恐山と釜臥山嶽大明神の両者が名実ともに円通寺の所管となるのは、安永八年（一七七九）、円通寺一三世千明冠古の時代であり、そのことにより円通寺と大覚院は共通の敵のもとで結束し、恐山は霊場として近代以降の形態に近い姿へと整えられ、恐山の由来を説く「恐山縁起」³³⁾の原型が形成されたとしている³⁴⁾。その一方で「円通寺には度を重ねて訪ねたが寺院の中には文書がないということだったので、笹沢氏（笹沢魯洋）や中道氏（中道等）が引用された円通寺にあるといわれる円通寺文書から、間接的に、その歴史的な存在を考察するよりほかなかった。今後史料の検索につとめていき、いたらない点をおぎない訂正したいと思うので、御存知の方々の御協力をお願いしたい。」と述べた³⁵⁾。なお、笹沢と中道は、ともに近代に青森県内で活躍した歴史・民俗研究の大家である。

さらに、恐山が円通寺に所属する以前の記録がほとんど入手できないことと、南部家に関する

る中世資料の欠如は、同時に恐山関係の中世文献の欠如に直接関係してくると指摘した。そのため、一七世紀から一九世紀にかけての下北修験の動静を把握できる三つの資料は「御領分社堂」「封内郷村志」「篤焉家訓」に限られるとした。加えて「円通寺所有の文書は、昭和の初頭に、ある人に借したと「いわれ」、しかもその人はすでに他界されているので、資料の行方は分らない。」とも記述している¹⁶⁾。

大村達郎は、恐山の略縁起「奥州南部宇曾利山釜臥山菩提寺地藏大士略縁起」や一八〇八年から二〇〇二年の恐山の境内絵図の比較から、恐山霊場の歴史的变化を分析した¹⁷⁾。そして、円通寺が地藏信仰を背景として、死者供養よりも現世利益を強く打ち出していたことや、近隣の地藏講では、春と秋の参りは地藏講で行ったが、夏の大祭は個々人で行っていたことについて分析した。また、明治期から昭和初期にかけて、何度も恐山に行った中道が、円通寺の秘本となっていた寛政十年（一七九八）五月刊「恐山境内案内演説」¹⁸⁾を披見する機会に恵まれたとい『奥隅奇譚』や『東北の土俗』に、その口上を抄録していることを紹介した。加えて、下北半島における民俗調査で、昭和三十年代に、

恐山境内を巡る際に案内坊主のような人物がおり、塩屋地獄では「これなるは、シヨウヤ（塩屋）地獄でござる、舐めてみればしよつぼうござる」というように、ひとつひとつ口上を述べて説明していた、という目撃譚を採録した。そのひとりとは、かつてトタン屋を生業としていた調査当時八十五歳の男性で、昔、恐山境内施設を案内していた人物が、二〇〇三年当時まで存命していたことを明らかにしている。よって、今後、「恐山境内案内演説」と案内の口上の全貌とは明らかにされれば、境内施設に関する観念のみならず、巡り方に何らかの類型があったのかという点までも検証することが可能になるとした¹⁹⁾。



左上の写真は「陸奥国下北郡田名部恐山之絵図 文久二壬戌年改刻」（明治26年（1893）7月1日、田名部町熊谷全應製作、彫工東京奈良林徳太郎、L59.8×W44.5）。上の写真は、その包装紙。いずれも青森県立郷土館蔵）

大村が紹介した中道等の著作「南部の恐山」は、今日ではその所在を確認することができない文書史料群である「宇曾利山由緒」（宝暦一一年）、「書上帳」（寛政五年）、「恐山境内案内演説」（寛政一〇年）、「本末由緒記」（明和二年）、「塵袋」（文久三年）、「境内名所旧記録控帳」（寛政五年）、「北奥道中記」（寛政期力）、「恐山年々六月祭禮定規（寛政六年）」の八点や、興味深い事例が数多く掲載されており、恐山信仰の研究を進めていくうえで極めて示唆に富む内容である。

宮崎ふみ子も、一八世紀後半に盛んになった恐山の地藏信仰は、死者供養とも結びついて発展しており、その証左として、中道が『奥隅奇譚』

に掲載した、寛政一〇年（一七九八）の境内案内テキスト「恐山境内案内口上」⁽²¹⁾を挙げ、当時すでに賽の河原の地藏信仰が同地に根付いていたことを示すものだとしている。さらに、これらの恐山信仰関係史料の一部を掲載している熊谷東全『恐山本坊円通寺誌』⁽²²⁾についても述べている。それによれば同書は、貴重な多くの文献史料を含むが、近世における恐山の霊場としての発展の過程を歴史的・社会的背景と照合しながら調査するような試みについては、充分に行われていないといたうえで、近世の盛岡藩領から明治期の斗南藩領、そして近現代の青森県へと交替した行政担当者や行政制度の影響、さらには明治初期の神仏分離等で、恐山信仰に關係する文書史料の多くが失われた可能性も指摘した⁽²³⁾。

論者も、平成十年代に青森県史編さん室職員として、大村とともに年間約一〇〇日にわたって、下北半島の全集落で民俗調査を実施した。その際、先学達が指摘していた恐山関係史料の所在不明問題については、将来ともに解決可能な課題であり、今後の研究はそれ以外の視点で進めていくしかないと考えていたのである。

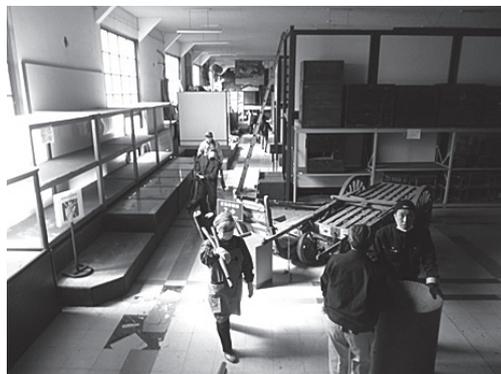
3 再発見された史料群

しかし今回、奇遇にも、所在が不明とされていたそれらの恐山史料の一部を再発見することができた。発見された場所は、旧小川原湖民俗博物館である。まずはその経緯を報告する。

小川原湖民俗博物館は、一九六一年に古牧温泉（青森県三沢市）の敷地内に建設された民間の博物館である。創設者は、民具の収集と調査研究を行うアチック・ミュージアムを創設した実業家渋沢敬三の元秘書で、後に独立して古牧温泉経営者となった杉本行雄氏（故人）である。敬三の影響を受けた杉本は、十和田湖周辺や三沢市において、民間の博物館を核にした観光開発を進めた。小川原湖民俗博物館もそのひとつであった。初代館長は前述した中道等である。同館の収蔵資料総数は約五、五〇〇点とされる。そのなかには国重要有形民俗文化財「南部のさしこ仕事着コレクション」六四点等も含まれていた⁽²⁴⁾。

その後、二〇〇四年に経営主体である古牧温泉が経営破綻したため、同博物館も二〇〇九年には閉館となった。資料群はそのまま館内で保管されていたが、二〇一五年四月には博物館の建物の老朽化で廃館が決まり、建物の取り壊し

と共に、館内の貴重な収蔵資料群が一度に失われる可能性が出てきた。そのため急遽、三沢市教育委員会が主体となって、県内各地の文化財・博物館関係者へ資料レスキューのボランティアを募り、集まった多くの有志達によって旧蔵資料の大半が、地元の三沢市教育委員会や青森県内の各博物館や資料館などへ移管された。



ボランティア達による資料レスキューで旧小川原湖民俗博物館内から運び出される資料群
(2015年4月18日・19日、旧小川原湖民俗博物館内)

今回、報告する恐山信仰関係史料群は、二〇一五年四月に旧小川原湖民俗博物館で行われた資料レスキューの際、同館内で移築展示されていた民家の地下を整理していた弘前大学山田徹子教授が偶然発見し、当時、青森県立郷土館学芸課長であった古川実氏らを窓口として青森郷土館へと移管された資料である⁽²⁵⁾。

本稿では、その史料群のリストとともに各史料の全文を翻刻したものを報告したい。なお、史料の整理および撮影等は、主に青森県立郷土館学芸課副課長・学芸主幹小山隆秀（民俗分野担当）が担当した。そして同史料群の翻刻作業は、青森県立郷土館佐藤良宣学芸主幹（歴史分野担当）が担当した。半世紀間、所在不明だった史料群について、その全文が公開されることは初めてのことがと推測される。今後の恐山信仰研究進展の一助となれば幸いである

（注）

- (1) 青森県立郷土館編『第2回地域総合展「しもきた」叢書 下北半島』一九九一年、p6)
- (2) 青森県立郷土館『青森県民俗資料図録 第3集 青森県の民間信仰』一九七八年、p80)
- (3) 後掲の資料No.4、寛政一〇年（一七九八）「恐山境内案内演説」を参照のこと。
- (4) 参考として後掲の資料No.1、「宇曾利山由緒」を参照のこと。
- (5) 宮崎ふみ子・ダンカン・ウイリアムズ「地域からみた恐山」（歴史科学協議会編『歴史評論 九月号 通巻六二九号』校倉書房、二〇〇二年）、宮崎ふみ子「霊場恐山の誕生」

- 『学芸総合誌・季刊 環【歴史・環境・文明】vol.8』藤原書店、二〇〇二年、宮崎ふみ子「恐山信仰の伝播についての一考察」（地方研究協議会編『地方史研究三〇四号 五三巻四号』同協議会、二〇〇三年、宮崎ふみ子「一八〜一九世紀日本における参詣の流」と霊場の発展―恐山の場合―（東アジア宗教文化学会編『同学会機関誌 東ASIA 宗教文化研究 創刊号』二〇〇九年）
- (6) 大道春香「霊場恐山の近代化―大正期の「観光」をめぐる―」二〇一六年
- (7) 宮崎ふみ子「霊場恐山の地蔵と温泉」（日本温泉文化研究会編『温泉の文化誌 論集【温泉学Ⅱ】』岩田書院、二〇〇七年
- (8) 楠正弘「恐山信仰」（月光善弘編『山岳宗教史研究叢書七 東北霊山と修験道』名著出版、一九七七年、p38、楠正弘「下北の宗教」（九学会連合下北調査委員会編『下北 自然・文化・社会』平凡社、一九六七年、p266）
- (9) 宮崎二〇〇二年「地域からみた恐山」p64
- (10) 大道晴香『「イタコ」の誕生 マスメディアと宗教文化』弘文堂、二〇一七年、p368〜370
- (11) 木村みさお、勝見岳彦、稲垣嘉英、武笠毅、鈴木秀一、米山隆也、長谷川勉『恐山総合

- 研究』明治大学経営学部大久間ゼミナール、一九八〇年、p209〜218、227〜235、むつ市立図書館蔵
- (12) 鈴木岩弓「恐山信仰」（青森県史編さん民俗部会編『青森県史 民俗編 資料 下北』青森県、二〇〇七年、p325〜327
- (13) 文化七年（二八一）「奥州宇曾利山釜臥山菩提寺地蔵大土略縁起」盛岡市中央公民館蔵
- (14) 楠正弘一九六七年、p260〜262。
- (15) 楠正弘一九六七年、p255下、脚注(9)
- (16) 楠正弘一九七七年、p26〜28、p30 L10〜11
- (17) 大村達郎「恐山の略縁起と境内絵図」（青森県環境生活部文化・スポーツ振興課県史編さん室編『青森県史研究 第六号』青森県、二〇〇二年、同じく境内絵図の研究として、小熊健「恐山の「境内絵図」などについて」（青森県民俗の会編『青森県の民俗 第六号』同会、二〇〇六年、がある。
- (18) 後掲の資料No.4、寛政一〇年（一七九八）五月刊「恐山境内案内演説」を参照のこと。
- (19) 大村達郎「オヤママイリ（恐山参り）と刷り物」（青森県民俗の会編『青森県の民俗 第五号』二〇〇五年、p123〜124
- (20) 中道等『奥隅奇譚 附原始謾筆風土年表抄』

郷土出版社、一九二九年

(21) 注(18)に同じ。

(22) 熊谷東全『恐山本坊円通寺誌』圓通寺、一九六七年

(23) 宮崎二〇〇二年「霊場恐山の誕生」

(24) 小川原湖民俗博物館編『小川原湖民俗博物館と祭魚洞公園』ぎょうせい、一九八九年、p

44

(25) 山田巖子監修・弘前大学人文学部民俗学研究室編『小川原湖民俗博物館旧蔵資料調査報告』地域未来創生センター、二〇一七年、山田巖子編『地方における「民俗」思想の浸透と具現化－渋沢敬三影響下の民間博物館－』弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター二〇二〇年、p6～7

(小山隆秀)

4 恐山関係史料

【校訂者注・補足】

① 旧字体は原則として新字体に改めたが、必要により原表記のままのところもある。

② 句読点はすべて、校訂者による。

③ 貼紙等による修正箇所については次のように表記し、その位置を「※」などで示した。

(懸紙) || 複数行にわたりめくれるもの

(点羽) || 単独行だけめくれるもの

(貼紙) || すべてを覆うよう貼り付けるもの

④ 改行は原則として原文の改行位置にならった。但し、No.5・6と注については構成上の理由のより必ずしもこの限りではない。

⑤ 取り消し線、枠囲み等については、できるだけ原文に近い表現をすることとした。

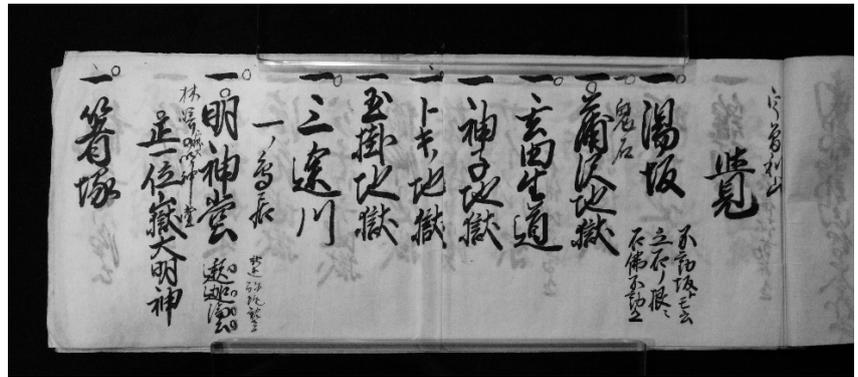
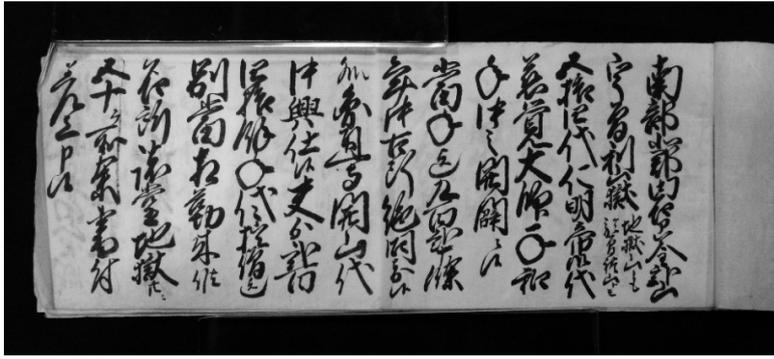
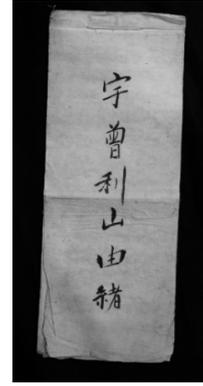
(史料翻刻：佐藤良宣)

掲載史料一覧

No.	表題	年代	法量(cm)・形態	発行者等	その他
1	宇曾利山由緒	延享3年 (1746) 6月22日	H40.1×W15.5 横帳		
2	奥州南部北郡田名部 宇曾利山由緒書上 申八月	天明8年 (1788) 8月	H37.8×W14.9 横帳	別當圓通寺	
3	恐山祭礼定規	寛政6年 (1794) 6月	H28×W20 縦帳	別當圓通寺冠吉 菩提寺有司圓入	中道等『奥隅奇譚 附原始謾筆風土年表抄』郷土出版社、1929年、p 199～201に抄録の寛政6年6月「恐山年々六月祭礼定規」
4	奥羽叢書架目録 □蔵 寛政十年年五月圓通十四世台□代 恐山境内案内演説全 菩提寺無看	寛政10年 (1798) 5月	H25 ×W18 縦帳	圓通寺十四世台州代 菩提寺無看	中道等『奥隅奇譚 附原始謾筆風土年表抄』郷土出版社、1929年、p 152～159および同「南部恐山の話」(『東北の土俗』1930年所収) p 46～48に抄録の寛政10年5月「恐山境内案内演説」カ
5	宇曾利山ニ付先年天台宗常連院と申僧、東叡山江申上し書留写	年代不明	H30.5×W20 縦帳	圓通寺十三世 千明十四代 □□□□	
6	自費栽培樹木保証上申	明治11年 (1878) 10月25日	H25×W17.5 縦帳	青森県僧 第六大区一小区陸奥國北郡田名部村円通寺住職 佐比内俊量ほか檀家総代人らから青森県令山田秀典殿宛	
7	本末由緒記 吉祥山圓通寺 蔵書	大正12年 (1923) 5月21日	H24.7×W17.5 縦帳	中道等筆、	中道等『奥隅奇譚 附原始謾筆風土年表抄』郷土出版社、1929年、p 163～167に抄録の明和2年、十三世千明冠古による「本末由緒記」と関連
8	青森県下北郡田名部町大字田名部地区 宇曾利山鉾山硫黄採掘鉾区	近代	H40.5×W61.5 地図		

※いずれの史料も旧小川原湖民俗博物館旧蔵。現在は青森県立郷土館所蔵

1、「宇曾利山由緒」(延享3年(1746))



(表紙) 「宇曾利山由緒」

承和年中ヨリ寛政元酉年迄
 九百卅三十年預り
 開山依りハ寛政元酉年迄
 二百七十五年

南部北郡田名部釜臥山
 宇曾利岳 地獄山とも
於曾礼山下モ
 五拾四代仁明帝御代
 慈覚大師承和
 年中之開關二候、
 当年迄九百式十年余
 年中右断絶同前候
 処円通寺開山代
 中興仕候、夫より二百
 四拾余年代々拙僧迄
 別当相勤来候、
 各所諸堂・地獄共二
 五十ヶ所余書付
 差上申候、
 一、温泉ハ当山開關
 已来之温泉二候、
 右左記見得申候、

宇曾利山
覚

一、湯坂
不動坂トモ云
立石ノ根ニ
石仏不動立

一、鬼石

一、蒲沢地獄

一、畜生道

一、神子地獄

一、トキノ地獄

一、玉掛地獄

一、三途川
一ノ鳥居

一、明神堂 積迦弥陀觀音
岳大
林崎の明神堂
積迦論云

正一位嶽大明神

一、箸塚

一、觀音ノ浄土

一、弥陀浄土

一、五智如来

一、法蔵ノ地獄

一、バクチウチ地獄

一、狛師地獄

一、極楽ノ浜

賽

一、サイノ川原
石仏地藏尊有

一、八満地獄
○万

一、領城ノ地獄
傾

一、鶏頭山
石仏弥勒菩薩有

一、塩焼ノ地獄

一、コカイ地獄
カイコ

一、骨堂

一、二女狂地獄

一、糞屋地獄

一、酒屋地獄

一、鍛冶地獄

一、大師堂

一、護摩檀檀
マツメ

一、ウマツ地獄
産妻

一、九戸^〇地獄

一、仏持地獄

一、修羅道

一、タイナイク^〇リ

カラタセ

一、地藏島
伽羅陀山

慈覺大師御代
惠心御策
慈覺大師
〇坐禪石

一、滝ノ湯

一、冷ノ湯

一、薬師湯

一、花染湯

一、紅屋地獄

一、紺屋地獄

一、紙屋地獄

一、親口答地獄

一、血ノ池

一、経塚

一、劍山

一、ノウ人地獄
農人

一、小鍋焼地獄

一、舍利塚

一、薬師浄土^堂

一、三佛堂 今觀音坐ト申也
積迦
多宝
觀音

一、姥堂

一、食堂

一、千体堂

一、大師宝物塚

今ヲ無之

一、十五堂王

一、大師口

一、坐禪石

一、のりや地獄

一、無間地獄

一、柏石山

右左記ニ御座候通

書付差上申候以上、

宝曆十一辛巳年

七月

一、石神屋 二亦川

一、尻掛石 向ニ山居地

一、尻遠石下より 長坂

一、大ぶな 是より地足獅子鼻ニ見ユル
田名部前後の海見ユル

釜臥山并焼山笹屋此塚も見エル

屏風山見ユル

一、失立夫 休処也是より下り坂也、冷水

一、船木屋菰取道右之道

一、請取地藏尊 左大畑
右岳湯

是より下り坂ヲ湯坂ト申ス云、

(裏表紙)

延享三寅年六月廿三日

御巡検様御尋之時右之通

書付、御宿迄上候、依之

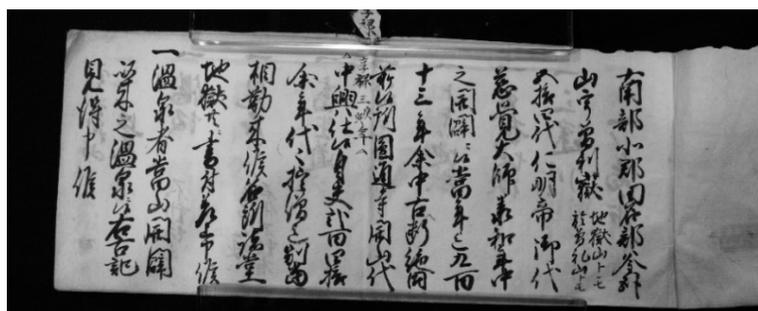
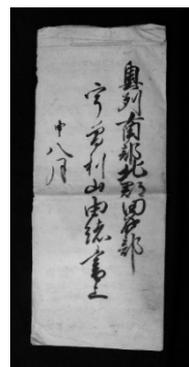
当年も着シ御尋も可有之哉と

内ノ認意之人のハ、尋被無□□□□

書上不申候為得□□□□□□

2、「奥州南部北郡田名部 宇曾利山由緒書

上 申八月」(天明8年(1788)8月)



二百七十五年

南部北郡田名部釜臥

山宇曾利岳 地獄山下モ 於曾礼山下モ

五拾四代仁明帝御代

慈覚大師承和年中

ノ開關二候、当年迄九百

十三年余、中右断絶同

前候所、円通寺開山代

享禄二庚寅年△

△中興仕候、自夫二百四拾

余年代々拙僧迄別当

相務来候、各所諸堂

地獄共二書付差上申候、

一、温泉者当山開關

以来之温泉二候、右古記

見得申候

宇曾利山

覚

一、湯坂 不動坂トモ云

一、鬼石 立石之根ニ 石仏不動有

(表紙)

「奥州南部北郡田名部

宇曾利山由緒書上

申八月

」

承和年中ヨリ寛政元酉ノ

年迄九百廿五年餘リ

開山代ヨリ寛政元酉年ヨリ

大永二

- 一、畜生道
- 一、神子地獄
- 一、トキノ地獄
- 一、玉掛地獄
- 一、三途川
 - 一ノ鳥居
- 一、林崎嶽大明神堂
 - 迦迦彌陀
 - 觀音
- 一、箸塚
- 一、五智如来
- 一、法蔵ノ地獄
- 一、博打地獄
- 一、獵師地獄
- 一、極楽ノ濱
- 一、サイノ川原
 - 石仏ノ地蔵尊有
- 一、八万地獄
- 一、傾城ノ地獄
- 一、鶏頭山
 - 石仏
 - 彌勒菩薩
 - 有
- 一、塩焼ノ地獄
- 一、コカイノ地獄
- 一、骨堂
- 一、二女狂ノ地獄
- 一、糝屋地獄

- 一、酒屋地獄
- 一、鍛冶地獄
- 一、大師堂
- 一、護摩壇
 - ウマツメ
- 一、産妻地獄
- 一、九戸地獄
- 一、修羅道
- 一、胎内ク、リ
- 一、伽羅陀山地蔵尊
 - 慈覚大師御作
- 一、滝ノ湯
- 一、冷ノ湯
- 一、薬師ノ湯
- 一、花染ノ湯
- 一、紺屋地獄
- 一、血ノ池
- 一、経塚
- 一、劍ノ山
- 一、農人地獄
- 一、小鍋地獄
- 一、舍利塚
- 一、薬師堂
- 一、三仏堂
 - 觀音
 - 迦迦彌陀
 - 今ハ石仏ヶ堂
- 一、姥堂
 - 本堂
 - 舍太堂
 - 姥堂

- 一、食堂
 - 善口觀
 - 走日宿繁
 - 長谷
 - 三ヶ処

- 一、千体堂
- 一、大師宝物塚
- 一、十王堂
- 一、大師塚
- 一、坐禪石
- 一、のり屋地獄
- 一、無間地獄
- 一、柏石山

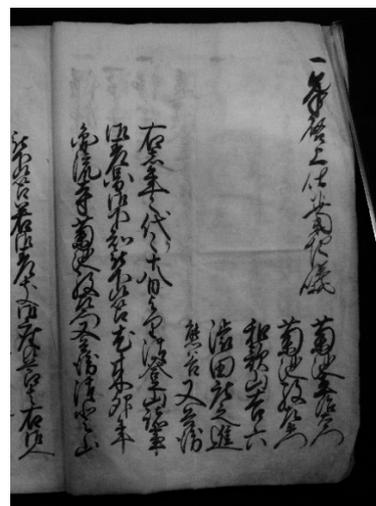
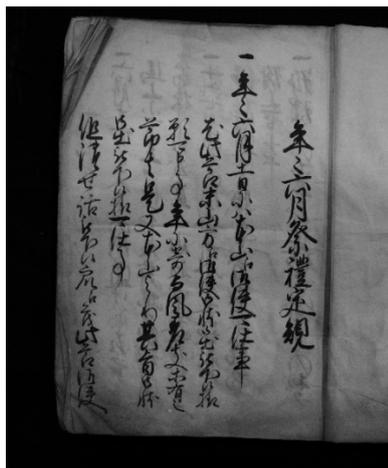
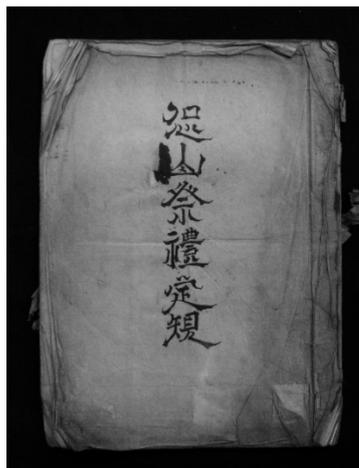
右古記ニ御座候通
書付差上申候以上

天明八戊申年
八月 別当 円通寺 (印)

(裏表紙)

明分計付先年細井
金五郎様御通見候節
御入用しらせ御座候ニ付
相振の処、此度ハ御尋
無之候付出候処も
御巡檢様
天明八申年
八月廿七日 昼七ツ〇分
御書付
翌廿八日刻七〇時候水御加有る□

3、恐山祭礼定規（寛政6年（1794））



（表紙）「恐山祭礼定規」

年々六月祭礼定規

一、年々六月十一日に八本山江御使可仕事、

尤此節江末山方江御使御状御出被下候様

願可申事、年二寄与風差支等有之

節は是又本山より其旨御状

御出被下候様可仕事、

但御世話被下候衆江茂此節御使

可申事、

一、六月十三日より十五日迄の内、道中筋左古并

馬上にて笠江隠不申様茹拵為致、并道

筋損じ候処直し水、拔等手入可為致事、

一、十六・七日両日の内、祭礼入用之品地藏堂

御飾道具幟等其外家具借物等

附上可申事、

一、料理もの等其外蒔沙等入用もの、扱又

御飾菓子等其筋申合置追、取寄

可申事、

一、御世話被下候衆毎年六月十八日無間

違御登山被下候筈

（以下）

泉龍寺

円流寺

一筆啓上仕候 菊池儀

菊池五治右衛門
菊池致左衛門
和歌山吉六
浪田庄之進
熊谷又兵衛

右志年、代、代々十八日より御登山諸事

御差函御下知被下候筈、尤来卯年

円流寺菊池致左衛門・又兵衛御登山

被下候筈、若御差支御座候節者右御人

数之内御申合御繰出無間違御登

山被下候筈

一、当時右之衆中方御世話御頼申上置候

得者後々且中衆之内御世話被成下候

程之御方御頼可申事、

一、十八日より家来共手雇式人前方ニ

其筋聞合至、相雇、廿四日迄飯小屋等

諸事手云可為致事、廿五日下午山之筈其年

相応之給代相払可申事、

一、十九日手伝人之方江頼状相出可申事

以上

山本庄助殿

山本和喜右衛門殿

嶋屋惣兵衛殿

新村利八殿

山本政右衛門殿

近江屋忠助殿

芦田半兵衛殿

山本利弥太殿

赤井屋久左衛門殿

赤井屋政右衛門殿

赤井屋徳兵衛殿

山上久右衛門殿

山上晋左衛門殿

山本伝右衛門殿

山本六太殿

丸山権七殿

駒屋三兵衛殿

山本祐治殿

佐藤庄左衛門殿

菊池重右衛門殿

熊谷熊吉殿

同 源吾殿

小浜長兵衛殿

渡部長七殿

納屋佐蔵殿

中嶋清兵衛殿

菊池安兵衛殿

林木彦右衛門殿

村木専右衛門殿

小原六左衛門殿

上野喜右衛門殿

津田和右衛門殿

来ル廿四日恐山祭礼付、右御人数之内

当年より御申合度御苦勞已来年々

御代りく五人宛、廿一日夕方より御登山、

御執事御世話被下候様奉頼候、尤当年

登山被下候衆江印致遣申候、若右之内

無拠御差支茂御座候ハ、右御人数之内

御最寄之方御申合、無御間違五人宛

御登山奉頼候、右御頼可得御意如此御座候、

以上、

六月十八日

菩提寺

熊谷又兵衛

洪田庄之進

和歌山吉六

菊池紋左衛門

菊池平治右衛門

各様

猶、当年御世話被下候御人数之外

御申合遣も御参詣可被下候

道荷往無滞様御差達奉頼候

尚、廿二日・三日両夕各様御宿并

御最寄く御申合、地藏祭礼灯籠

御下被下候様奉頼候已上

一、右人数ニ不限其年、見計自他宗不限

人数増減致使可申事

右五人之内

一、式人、右者昼之内守札絵図場処相勤、廿二

日夕より諸堂灯籠世話被致候様頼可申事

一、三人、右者卒都婆場処相勤、夕へハ諸堂并

庫裏小屋く茶屋等迄火の用心処、相回、

氣を付可申事

但他処参詣人夕へ休処等迷ひ居候

もの気を付、手当致遣可申事、

右御人数いつまでも御頼据置可申様

無御座候追年各代若衆入替御頼候様

可致事

一、料理方式人

右者中嶋伴右衛門・横浜勇八杯可然

お方申合置廿日より登山

被致之様手合可仕候、尤廿五・六日

下山之節吉祥料遣へき事、

一、女中手伝上回御貸方の内、年寄之

衆三人程、右者^(新カ)剪裁其外は^(配)ひ膳・茶

番頼可申事、

一、同下回

円覚院御袋横浜勇八、御代者中嶋金蔵

御袋・白浜市松祖母、大橋清兵衛母新町

伊兵衛内々、六人

右之内三人者膳椀あらひ、又者煮炊等

頼可申、

又三人者廿二日より廿四日朝迄橋流茶屋

茶番相勤可申候

右人数江も伝云申遣、差支有之候ハ々外

心置可申事。

一、十九日・廿日両日之内、仮小屋場所致差図、

相打可申事、尤可相成者番中之用心

心置可有之事、

一、廿一日千躰堂・本堂・地藏堂其外諸堂

掃除、灯籠等茂それく飾可申事、

但施餓鬼棚共に廿一日但立可申事

一、大幟十八日より立置可申事、

一、茶屋組候ものとも六尺沓坪より地代

百五拾文宛請取、入用之杭なから古筵

まで取出遣可申、右人数坪数帳面仕立、

是又世話致し、もの別段相立可申事、

若地代等相出不申下山候ハ々全而茶屋

等為置申間敷候、

但本堂之前脇とも屋根有之処

に居候得者不相成事、右之場所者

雷たれにても組置、夕へに来候

さけ候而、旅人泊所々可致事

一 廿二日場処見合、撰流茶屋為置可申事、

但茶碗薬罐等心置可申候尤大暑

の年者水へ茶を入相出置、両様相

もちひ可然事、

一、張番御用心衆式人

右者はまての通り御役処江願上

可申、尤明年より廿二日より登山之

儀願可然、廿四日下山之節者古例

之通祝儀可遣事

一、廿一日本山上下登山可被成事、

尤御滞留中夕飯・夜食共に末山

方之内か又者且中之内相伴挨拶仕可

事、

一、是迄廿三日夕より廿四日朝と勤行被

成来候得共、近年何角御祈祷も相加

拝受、廿三日下山致候旅人多有之ニ付、

当年

相談、来卯歳より、廿二日夕より二夜三日

勤行被成候筈、

一、其年之守札者不残地藏室再ひ

備二夜三日御祈祷被致候様可仕事

一、施俄鬼供物之儀者一度毎に

あけ直し、尤盆中本山施俄鬼

供物同様、洗米・白飯・赤飯其外菓子・

忌膳とも備可申事、

但常灯明其外月牌等永代

回向戒名認、張可申事

一、年々常灯明寄附人其年限祭礼前

御祈祷人数并回向之方戒名共に年々

無之、夫知、書加へ可申事

差定

廿二日夕

横難除雷除疱瘡外各加持

廣代円満無碍神呪咒

消伏毒害陀羅尼

破惡業障陀羅尼

六字章句陀羅尼普回向

上供心経災呪回向了而無縁塔前略施食

廿三日朝 祈禱

大般若理趣分

海上無難・安産・道路普請人数加護

上供 大怨咒消災咒普回向

了而 略施食

(点羽)

明年より廿四日朝ニ仕候別紙各面
残上廿三日夕ニ読上候様に

廿三日有 晡時

大士講式大悲呪消災呪

巡堂 無縁塔前大施食

廿四日朝 惣祈禱

大般若涅槃趣分 当山帰依人数并

火災守護之攸

上供恒規巡堂大師諷経 了而水陸会

謝儀

一、金貳百疋 御方丈様

一、青銅百疋宛

大安寺様

一、三百文

同駄賃其外直払
大安寺様往来分

長福寺様

一、老貫文

長福寺様同断

泉龍寺様

一、七百元

泉龍寺様同断

清沢寺様

一、五百文

清澤寺様同断

法林寺様

一、同

法林寺様同断

円流寺様

一、同

円流寺様同断

服沢寺様

一、老貫文

銀澤庵同断

神宮寺様

一、三百文

神宮寺同断

御伴僧

右謝儀并駄賃毎に凡貳十貫文程ニ
御座候、然処地藏堂両袖并諸堂修

本山御若党

復心置有之ニ付、来卯年より未年迄

草履取

五ヶ年中本山ニ而茂一円收納不被成候、以向

傘持

依之

右年数中者御末山方謝儀并駄賃料

下庫

ともに半減御断申候積相談仕候事、

諸堂灯籠

一、地藏堂五張

外清拝江両様極角灯籠ニツ但油ニ而し

可然、

一、地藏堂道筋両方へ 十張

但傘にても覆可仕事

一、釜臥山大明神高張老張 メンケイ

本山御往来駕

但場処見合湯近処可然哉

籠陸尺四人宛

一、老貫六百文

駄賃目録

一、同

賃夫

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、観音堂 老張

一、本堂入口 老張 又一張口可申

一、大師堂 老張 タンケイ

一、千体堂 老張

一、玄関 老張

一、稲荷堂 老張 タンケイ

一、薬師堂 老張 タンケイ

一、骨堂 老張 角行灯 タンケイ

一、卒都婆堂 老張 タンケイ

一、尊宿寮 老張

一、施餓鬼棚左右角行灯式張タンケイ

但し油にて可然

一、林崎大明神老張タンケイ

一、雪隠 老張但し角行灯(可然)タンケイ

一、張番所 老張タンケイ

ノ

灯籠 式拾七張

角行灯 五張

右之内灯籠拾式有り

残五拾不足、外角行灯五ツ

右之用意可仕灯籠江戸江

注文之積り、尤若不都合候ハ、其

筋前広設田名部より借可

申事、

一、地藏堂者十八日夕より廿四日夕まで

每者ばん御許口へ灯籠老ツ宛

献可申事、

一、廿一日より廿四日迄之内家来之内

新参もの老人雪隠掃除番申

付毎朝掃除為致可申事、

一、大衆方下駄ならひに傘心置可申事、

寺中賄人数調子

一、寺中六人雇式人御世話人上下四人

本山上下五・六人程末山方拾人ほど手伝人

五人、同女中九人、安渡・大平・椀山・角違

四・五人、料理人、式人、御同心衆式人、

都合大体五拾人賄なり、

一、大平卯右衛門・安渡甚吉・多治兵衛・晋

兵衛・松兵衛 *改行位置

角違又兵衛・椀山三五郎

ノ右人数廿二日登山

右者已来地藏堂番人式人宛昼夜

代りく、四人部式人外遣方茂可有之事、

年々手伝ニ登山致来候

右之通明年より祭礼定規此

度登山人数相談之上相定置候、猶

末、時之宜に随ひ見計増減可

有之候、己上、

寛政寅六月廿五日

円通十三世千明古叟代

菩提寺看司

円入

右之通祭礼定規此度相談之

上之上相据申候、最も末々御世話被下候衆

之儀者其筋帰依之其且中

御添心を得候て相計可申候、時節

抄様に寄、無抛節者時之宜を以

取計可申候得共先者前書之趣

を以なく、無怠祭礼相勤

可申候、以上、

寛政六年六月

別当 円通寺

冠古(印)

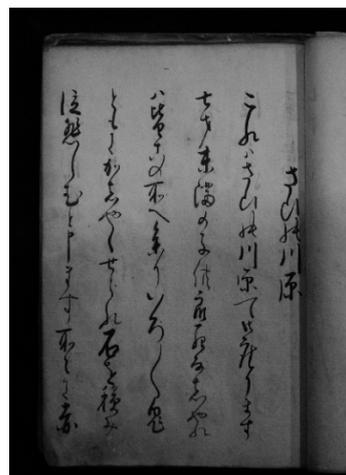
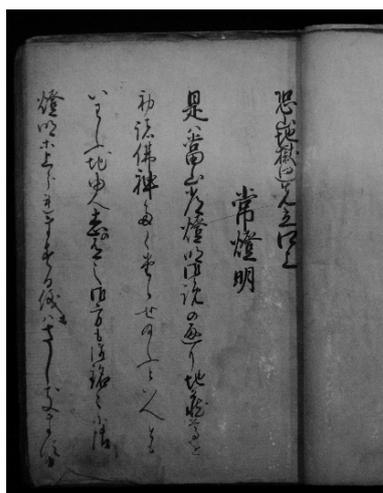
菩提寺看司

円入

4、「奥羽叢書架目録 徹蔵 寛政十年

五月円通十四世台州代 恐山境内案内

演説 全 菩提寺無看」(寛政10年
(1798))



(表紙)

「奥羽叢書架目録

徹蔵

寛政十年五月円通十四世台州代

恐山境内案内演説 全

菩提寺無看」

(丁アキ)

(扉)

「恐山境内案内演説」

(丁アキ)

円通十四世台州代

菩提寺

寛政十年五月

無看

恐山地獄回先立口上

常灯明

是ハ当山常灯明御覧の通り地藏尊を

初諸仏多くたらせのふといへとも

いわふ地由人趣の有之御方も御銘々に御

灯明等上られまする儀ハさし支ます、

依てこれにて御灯明錢を上られます、

札ハ地獄極楽多くの諸仏神へも悉

御燈明上られましたにあたります、

御老人拾弍銅、又御大儀に思召御方ハ御老人六

銅也とも宛御上なさりませ、扱又別段御趣有之

御方ハ金百疋上られますれハ永代の寄附

人に相成、其御方御意の御戒名相記し、

(点羽) 「御灯明錢御上なさりませ」

年々六月当山にて大衆方大施餓鬼

行われ、御供養なされます、又趣願等有之

御方ハ年々六月当山祭礼の節、本山并

当海辺諸寺院和尚方登山永代御

祈祷ニ成ます思し召し有之御御方ハ百疋

宛御寄付被成、永代帳へ御付なされませ、

人ハ一代、名ハ末代、当山あらん限、御回向

と、また御尽次第御祈禱いたします

安き事て御座ります、先々今日

の御燈明錢を上られませ、別各様御趣の分御灯明差上ます

地獄めぐり

慈覚大師御庵宝

此所ハ往昔当山の開基慈覚円仁大師唐土より御帰朝の後当山御開発の御願をおこされ杳るくと下らせる也、別此所に庵をむすまれ風雨を、しのかせ(る也)、伽羅陀山地蔵尊像其外千躰仏并慈覚大師御自分の御姿まで御作被成ました、地面に御座る別当山草創の地にて、もはや千年近ふ相なります、慈覚大師御落付の御場所なれハ此所に而御趣次第御参錢上られませ

なまこ地こく

これなるハ生海鼠地獄と唱ますれとも、生海鼠の地獄へ落ると申す事儀ニハ御座りませぬ、何①も渡世身過の事なまこにも

かきらぬ事に御座りれとも外の肴物とハ違、いりこと申になれハ長崎より唐・天竺までも参る殊之外あたへの尊き品ゆへ、漁師とも心得違いたしいりこの内へ砂をいれ小石むをおし込、唐土・紅毛にて専重宝ハいたします所の生海鼠イリコの徳を失ひます罪によつて、左様の漁師ともこの地獄へ落、別此様に目口もわがらぬ生海鼠同様のものに成ます、体必竟人の目をくましますする度仏の御戒と見得ます、恐しき事に御さります、何にても悪ひ心を御持ななされするな、御太切以下同な事て御座ります

はし塚

あれなる塔婆ハはし塚と申して諸国の家くにて下女・はしたとも無得心に遣ひ捨まするはしハいつとなく此所に多く集りその罪の有之者死して参りますれハ一番にそのはしにてつゝかれ

已前ハ夜なく泣夢等もいたしたと申ますか難有も其後円空上人此山に御登山の砌、十一面觀世音御作なされしおりかに此趣御居んなされ不便に思召、七日七夜御供養いたされ、其節卒都婆を御立なされたと申ます、誠にりあくた同様のはしニても有之通に御座る、それを仏の戒られたものと見ました各様御回なされても其心得御家内の衆へのと御しらせ諸道具ともに御太切になさるゝか能ふこさります、只今も折々箸集か集りますてござる

修羅道

これハ修羅道と申て、武士の戦場に望み種々無量の死をとケまする靈魂が此所に集と申せとも、全ク主君のあた、親のあたを被報ました御方杯ハ修羅道江落ると申にハ御座りませぬ、主・親の恩も思わす、現在道にたかへたる戦をいたし、又ハ人をあやめたる方杯ハ、其あやめられたるもの、此所に止り居て生き替り

死替り勝負を遂ると申します、
恐しき事て御さります、別此赤き
ハ混々たる血しほのかたち、誠に戦
場の有さま、人の血しほ斗にも御座
りませぬ、乗馬・小荷駄などの切りふせ
られたる血、或ハ流れ、或ハほとはし
りたる体にこさります、

鍛冶屋地こく

是は鍛冶屋地獄と申て鍛冶屋を致
ものゝ地こくにこさる、別吹戸の音
か致します、これもその職に付て
の地こくと申てハござりませねか
穢職に事よせ、人の目をくらまし、
人にはつれたる利欲をいたしたる
ものハ此地こくへ落、やはり吹戸
にかけゝるゝと申ます

九戸地こく

是ハ九戸地獄と申まして、当国の
御家族に九戸左近将監政実とか申

御方当国へ対し逆意を企種、
に判せられともやます、はや近国を
かたらひ、其事広大にて既

大閻秀吉公達御聴天下勢蒲生

飛驒守殿・浅野弾正大輔殿御加勢あり、

卒に討平けられたる時、戦死致

ましたる政実初同類の靈魂、

此所に止り、夜なく轡の音、太刀

打、或ハ鑓・長刀を合する音やまさり世

しと申します、別これなるハひつめ

の跡・鑓の跡に御座る、亦是なるハ

城の形にこさる、本三蓋にこさりまし

たる段とたかみ申事か今ハ御説

の通其形はかりに御座ります

新地獄

是ハ新地こくと申て近年出来まし

てこさる、其節其の人の名も泥の中

より湧上りあらわれまして御

されとも、現在の人の事ゆへ深く

称して申ませぬ、かめの様、表にハ

見得す、内ハ惣人なる人と見得

ました、依て只十罪地獄と斗

申ます、何人ても恐しき事て御座
ります、各様ニも御心置ケ大事で
こさります

金掘の地こく

この穴は金場の地こくと申て趣

きの形此通りにこさる、家業の地

こくと申てハこさりますまいか、金

堀と申ものハ何方でもとかく博

奕諸勝負斗このみ、それに順し

程のたくみ事悪業をいたしその身の

業にはおこたり、人をたばかり、

悪業のミ金手たる者、死すれハ

別此所へ参、やかて現世のことく

昼夜にかきらす鬼とも追立く

土中を掘らしむると申ます、

恐しき事てこさります、

胎内くゝり

これハ胎内くゝりと申て諸仏諸天

の応護ニよつて、人間界に生るゝもの

初め此にて只空ゝたる冥闇の地より

ケ様の明るき所へ生れ人界に遊ぶ

事を示されたる物で御座る此穴、昔
八人の出入する程にあつたと申す、

然とも 夕然にうかみ、今此辺で御座り
ます、此穴どこまで通りましたも知れ
ぬ、と申す、誠にならくの底と申でい
さりませふ、

五智の如来

これなる尊体ハ五智の如来に御座り
ます、大師此山御開発の節、御願成
就のため、五体の木像をきさまれまし
た、なれとも御木造ハいつしか風雨
のために消へ失せぬ頃、その後この
石の尊体になし奉りました、
御結縁のため御趣の御参銭上られませ

鬼石

あれなるハ鬼石と申まして死て地獄へ
落る人の目にハ鬼となつて夫々の
地こくへ引行くと申す、現在に
ても心持のあしき人の目にノ誠

の鬼に見得ると申す、恐しき
事て御座る、

畜生道

亦あれなる鬼石の下に畜生地
こくと申すハこさる これ金ちく生の
死て参る斗にも御座りませぬ、家
人・牛馬のかけにける田畑を取
りなかく無体に遣ひ、都て牛馬二茂
不限犬猫ともに程に過売さひなみ
惣て無慈悲無道心に遣われ^立ます
人ハ死して畜生地こくへ落、牛
馬にふみさひなまれ候事を^{いと恐しい事て御座ります}仏の
戒られ候ものよし それはく
あしきに月ひの地こくて御座り
ます、馬牛を持御方^{した}なと御心得
有へき事之御座ります、此地
こくハ現在トても馬牛その流の
水を呑^とたちまち毒氣にあ
たり死ます、うたこふこと御
座りませぬ也、其外鬼石より
北た東しの方に当り、穢多、或ハ
非人惣して死して畜生道に

落るもの、地こく多く御座りますれとも、
悉く毒気深く、忽目まひ頭痛
いたします故、近年先立ハ致ませぬ

三途橋

又あれに細き川かこさる、あの橋
ハ別三途のはして御座ります、
是ハ 今生にて後生も不願、都而
無慈悲なるもの死て冥途へ
趣ますれハ誠に参すじのことく
見得鬼ともにさまくせむるとも
中へ渡られぬと申す、あの^{められても}
橋の下に其鬼石と申もこさり
ます、別惣鬼となつて責る
と申してこさる、現在之人にも
罪深き無慈悲なる人ハ渡りか
ね、このころも遠方より被参^{ました}、
去る御歴々の衆わたりかねて
あれより戻られましたが、是ほと
痛入た事ハこさりませぬ、随分く
慈悲善根被成るゝか第一、各様に
もとかく此世か大事てこさり
ます、誠に偽りなき事て

こさります、

法華地獄

是ハ法華地こくと申ます、御寛の

としふり法華宗ハ余宗と違ひ

替た宗て此宗にかきり仏法

第一の御念仏を嫌ひ、とかく御

題目てなけれハうがばぬ宗志や

と申ます、扱奇妙な事ハ御念仏を

申せハ煮立ます、御題目を唱ま

すれハ直に鎮ります、うそ者や

と思召ル方ハ先御念仏を申

てごらんなさりませ、南無阿彌た

仏く、これく此通り御念

仏を申さは煎立ますか、御題

目を唱ますと忽鎮りますか、

ふしきて御座ります、南無妙

法蓮華経く、これく此通

てこさります、物事ハおされ

ぬもので御座ります、諸事必

御疑ひ被成ますなら、たかひの

心ほと仏の御嫌ひなさる宜し

からぬ事かなひと申ます、扱く

奇妙なことて御座ります、南

無妙法蓮華経くくくく、

極楽浜

是よりハ極楽浜て御座ります、一体

石も砂茂御らんの通、水晶のことく

てこさります、此世にて慈悲善

さを御積なされハ、死て極楽へ

通る道筋ハこの如くの道中、諸

仏の光明を照しのふ、安養道

とか申を通ると申ます、誠に難在

事て御座ります、是に付ても

皆より善根功德をなされませ、

誠に大切な事て御座ります、

漁師地こく

これなるハ漁師地こくと申ます、

漁師死て参りますれハさまく

の魚・鳥寄集り、セむると申ます、

別うろくすの香か致します、今

日の渡世、家業とハ申ながら、これ

にもいかに心得の有ことしやと

申ます、譬ひ殺生を業に致

とも慈悲善根の志有ものハ

御救ひなさると申、御誓願云也も

こさる云也と申ます、左様の業を

いたしなから無慈悲な人ハ

申迄も御座りませぬ、来世ハ恐し

き事てこさります、

作人地こく

是ハ作人地こくと申ます、御百姓ハ、四民

の内にも朝とくより暮るゝまで働か

れ、五穀を取、天下の人の命を養ふ

元を被勤まする、それに地こくの有

と申にハ御座りませぬか、其中にも

心得あしく、親兄弟の云ふ事も

不聞、骨を盗ミ、又昼寝をいたし

穀を飢末にいたさるゝ方杯ハ地獄へ

落ると申ます、然とも外の業と

ハ違、人の命を預る働きを被成ます

だけの地こくも格別見事に御座

ります、さすれハ、百姓衆此上少し

心を用られ、善根功德を被成たら、

極楽ハ勿論、仏にも成ませふ、御

心持大切になされませ、扱く見事

な事でござります、夏の頃ハ
求て入てもよふ御座りませふ、し
かし是もさ中なと入て居りましてハ
②せつなひ事ても御座りませふ、別
是ハ種をおろしました形て御座り
ます、何之道、百姓衆ハ御仕合なも
のて御座ります、折角御情入られ、
亦々重て御参詣被成ませ

磨屋の地こく

これハ磨屋トキの地こくてござります、
そも固く利欲にひかれ、人の大切
なる道具などなく預り置、其内
に、間違せ、又ハ似よりました物と
取替遣しものなどハ、死てハ此砥
水のことく成る所へ墮、罪いたし
責らるゝと申ます、何之道、此世
か大事に御座ります、

血の池

これハ血の池と申て、難産のもの
この地こくに落ると申ます、別

取乱したる髪すじの形かこ
さる、難産ハ過去の宿業と申な
から、是も第一現世にも御座ると
申ます、悪しき志をもち、よ
こしまなる嬬乱をこのむ方ハ
多く難産にて死すると申ます、
女中方の専ら慎むべき事の
第一てござります、折りにふれて
ハ夜中志しまるな節ハ女中の啼
夢等致します、恐しき事て御座り
ます、

八万地獄

これハ八万地こくと申て、深さハ
八万由旬、広さも八万由旬に見
申ると申ます、惣迷甚しきものハ
此地こくへ落され二度トカひ此世へ
生るる事ハならぬと申ます、此
地こくへ落るほどの罪あるものハ
諸仏より磨王磨の手に渡され、
御救なさらぬと申事て御座りま
す、誠におそろしき事て御座
ります、皆より是より別して

善根功德に被成ませ、御覽之通、
此の深さ何日と申限りハ御座りま
ませぬ、

さひの川原

これハさひの川原て御座ります、
七歳未満の子供衆死なしやれ
ハ皆この所へ参りいろく鬼
ともにかし阿貴やくせられ、石を積み、
泣悲しむと申ます、所々に赤
き所ハ爪の根より流るゝ血しほ
しやと申ます、強くせめられさ
しやる時ても御座りませふ、
夜中大勢の子供衆の夢て
泣夢等いたします、其節難有
事ハ、当山位羅陀山アマの地蔵様一
百三拾六地こく御めぐり、此処御
通なさりますれハ、子供衆ひた
りの地蔵様の御衣の裾や御袖へ
取付かしやると御救なさると申
ます、後ほど御本尊の地蔵様へ御出
御開帳被成ませ、御衣の裾と袖か
きれて居ります、めの様毎夜

お回りなさ^{るし}れしと見得ました、

子共衆ハとふした事か石を

つミ、功をなさせ、御引向へ被成と

申ます、誠に不便な事て御

座ります、各よりにも御子供

衆御練達等御別れなされた御

方も御座りませふ、子供衆の為に

此山の地藏様へ三ヶ年中御参詣

被成何ぞ御寄進物にてもなさるか、

遠方ハとしハふたつとも三度

も参詣なさるれハ其趣に寄り

地藏様早く御救被成と申ます、徒に

此石を崩しますとその夜の

内に本のとふり積まさつて居り

ます、決して崩事てハ御座りま

せぬ、是ハ別さひの川原の地藏様

先ハ御参錢^{此所へ}斗もあけられませ、

糶屋地こく

是は糶屋地こく御座ります、此

商売をいたす人、升をからし

何か悪しき行ひあれハこの地獄へ

落、糶華か入目・口も明れぬ程責ら

るゝと申ます、是ハ苦しき

もので御座りませふ、都て此世か

大事で御座ります、

博奕打地こく

これは博奕うちの地こく、則此世に

て博奕をこのミ、親兄弟の異見^意

も用ひぬ也もの死れハ此世にて少ゝ

善根功德を被成^{いたし}た人ても鬼とも

相手になり勝負いたし勝に付ケ

負に付けせめられ体に此地こくへ

落るものハ地藏様も御救被成方

なひと申ます、恐しき事て御座り

ます、私なども随分好たもので

御座りましたか、此山へ参て後す

きと止メまして御座ります、しかし

夫ハく^{それ}先是て火の錢てもあけ

られますまひか、今日ハげんへと見へ

まして五六くと煎立ます、別

是ハ博奕場の屏風石しやと申

ます、

塩屋地こく

これハ塩屋地こく御座ります

塩商売いたすもの固く升目を

偽り、又升をからし、人を貪り、

人をなやますものハこの地こく

へおとして塩責になさるゝと、

ある仏の御示してこさる、ふしき

な事ハ、ケ様之山中に御らんの通

塩か上て居ます、此か塩か一日も

なくてハならぬ者て御座ります

るか、又是を以無体にせめられてハ

目・口へしみ、夫ハくせつなひ事て

御座りませふ、何事も此世次第

と見得ます、各より御大事になさ

れませ、

まつめ地こく^{むな}

これハむまつめ地こくと申て子なき

女此地こくへ落ると申ます、子なき

も過去の宿業、其過去の悪行を

滅し、未来を助ふため、冥宦より

爪にて竹の根をほらしむとや

事てこさりまず、別血の流るる形ヲもこさる、宿業とハ申なから是も現世悪き心を持、道にたかへ、亦慈悲善根のなき方ハ子を持ぬと申、また女中片方大事なる事て御座ります、

酒屋地こく

これハ酒屋の地こくて御座ります、酒商売いたすもの小升を遣ひ、又ハ割合之外の水を打、私ともへ迷惑をかけ、穀を糞末に致、又程に過たる大酒をいたし、人へ悪口をいたすものハ此地こくへ落ると申す、私とも茂大好物て御座りますすれとも、昼夜酒の地こくへ入り漬もの壺ツ喰ハすハ是も又いやなものて御座りませふ、則酒の香を好む虫か夏冬ともに寄て居ます、

剣の山

これは剣の山てこさります、何れ

にても地獄へ落ちる程のもの、罪の重き軽きにより、この剣のことくの石の上を追登せ追おとし、又其上それくの地こくへ入れらるゝと

申す、あれなる剣の山も此通りてこさります、罪の重ひ軽ひにより向の山も此山も追上ケ追おとすと申す、あしき事ハすましき事てこさります併是迄の罪ハ此山へ御参詣被成た幸地藏様へ能く御申訳被成、以来を御慎被成ませ、

座禪石

向ふに見得まするハ慈覚大師の坐禪なさせられた石て御座ります、このころまであの上に御座りましか近年大雪て落まして御座る

おなめもとの地こく

是はおなめもとの地こくて御座り

ます、世の中に上ハべハ美しくて中のわるきものハおなめもとの

酒湯双方いれあわすれハに急上り、わきあかり、此の石を越てにへ立ましたか、今は世上一統大遍とかに成、殊之外中よく成まして御座る、然とも今に行方ぬるく行方ハあつく御座ります、男衆御心置被成已、来御妾をハ御止メなされますか、よふ御座ります

豆腐屋地こく

これハ豆腐屋(ママ、以下同)の地こくて御座ります、この商売も心置ケあしく、世間のとふふよりちひさく致候ものハこの地こくへ落ると申す、別其相をあらわし、とふふのことくにわきあかります、

油屋地獄

これハ油屋の地こくて御座り

ます、何方にても油商売致すもの八十人ハ九人迄も心得あしくして升目をからず、人此地こくへ落油の煎る中へ落ると申ます、いやはや恐しき事て御座ります、

舍利浜

これは舍利浜て御座ります、最に限り舍利生しまする、段々諸参詣の人毎に指尽し、只今ハ中々一日に舍利石も拾ひ^{アタ}当りませぬ、諸国の舍利とハ人々と違ます、

慈覚堂

これハ当山開基被成ました慈覚大師て被成御座^ハます、別四方の山ハ八葉の蓮花に表し、此所にて法華千部読誦被成ました所てこさります、先々御参銭上ケられませ、其節大師あれなる

鶏頭山にて、初而仏法僧鳥の夢を御聞あつて、弥此山の異山成、難有事をしられ、後の世まで弥々栄ん事を思召て御喜悅後成たと申ます、夫より只今迄九百余年に成まするハけらす仏法僧の夢年々四月八日より七月十五日迄^暗ふさまする此靈鳥高野山・越中の立山・当山是日本三ヶの霊場にかきりますると申事ながら、御座ります、夢ハあれとも形は見しものもこさりませぬ、扱又慈覚大師御手作の御木像ハ当山の別当円通寺に鎮座せられまする、依是此所ハ石の尊体になして御座ります、御結縁のため、御作仏御開帳被成尤思召方ハ田名部へ御下向之節円通寺へ御立寄、御開帳銭御老人三拾三銅ツ上られ、御拝礼被成ませ、

釜臥山

あれなるハ当山の奥の院釜臥山と申て近辺の高山に御座る、正一位岳大明神鎮座ましまし、別別当ハ前に申通、此御山の別当にて、田名部に吉祥山円通寺と申て御座ります、国主より寺領等も被下てこさる御寺て御座ります、御帰りに御参詣被成ませ、当山の宝物ハ円通寺にさまく御座ります、

林崎明神

こなたなる高き所に御堂の見得まするハ林崎大明神と申て、当山の鎮守にて、別あれなる瀉より出現被成、甚あらたなる御神に御座ります、夫ゆへ女人禁制、男衆より外ハあかる事叶ませぬ、道中并御家内御祈禱旁、是より御参銭あけられ御、祈念被成ませ、女中方も是より御拝被成て宜ふ御座ります、

むげん地獄

是はむげん地こくて御座ります

凡一百参拾六地こくと申内、八大

地こくの内にも、なかんつくこの

地こくか恐しいと申す、いや、

親に不孝、旦那に不奉公を致す

人、又ハ寺々のとふばなどを

火にくべ惣して五遥の罪を

作り、仏法をそしり、御僧より方

之内にも御布施等ハ請、御回向もな

されぬ御方杯地こくへ入と申

ます、もし左様な御心得にても

御座る御方ハ幸、此御山へ御登山

之儀、一・二夜も御泊り、地獄様へ

早く御懺悔被成、御経ハ勿論御

念仏にても御唱被成、御申訳被成

ませ、扱又御在所へ御帰被成已来

親達へ随分御孝行被成るゝか

第一て御座ります、又御僧様方

ハ御存知之通り信施の重き事ハ

一粒須弥山に当るとあるそ小に

御座ります、乍憚御心得も有り

云ふ為事て御座ります、先

此所て一返の御回向なされませひ

南無阿弥陀仏くく

※(点羽)「誦誦ハ勿論御」

護摩檀石

あれなるハ慈覚大師のこま檀

石と申まして、大師此山を御見

立ありし時御願成就のため、猶

又此山江各片の様に参詣の

人々安全の為め日護摩を御修行

なされました、檀上に御座ります、

皆より御祈祷の為め、御志之御初

穂上られませ、

靈飯石

あれなるハみたまめし石と申

て、その節の御備もの霊めし

の其まゝ石となりましたの

て御座ります、

小鍋焼地こく

これハ小鍋焼の地こくに御座ります、

人につて美食を好ものゝ地獄

等御座る、父母兄弟の礼義も

なく小遣ひの者に慈悲もなく、

私はかりむまきもの杯を給ま

するものハとりも置さず、畜生

道へ落ると申す、ケ様之事世

の中にある事て御座りまするか

夫を以いませ被成たものと見

へます、皆様御心置ケ被成ませ

※(貼札)「皆様已来」

かいこ地こく

これハかいこ地こくと申てこかひ

をいたすものゝ地こくて御座り

ます、かいこを致もの悉く身

を慎ミ調立る物なれとも、心得

あしきもの、朝謡をなし、其上

朝欲も心かけ、人の目を盗む者

ハ此地こくへ落、昼夜かひに責

らるゝと申す

山ふしの地こく

これは山ふし地獄で御座ります、修行などゝ名付、さまゝあしさま成事をいたし、或ハ行法に事寄、利欲をむさほる輩、死ると冥官へ渡され、この地こくへ落ると申して御座る、何の身上へにもあしき事なれハたまらぬものと見得ました、ましてや勿論、家々風情ハ慎むへき事て御座ります、

紺屋地こく

これハこんや地こくて御座ります、別その相をあらわし注文の紋所其れゝけりて□まする何商売の上にも欲か過手にも合ぬ程請合、けふのあすのと日を延し、人の用をかきうそつき、物を間違せ、利欲を貪るもの、それゝの地こくへ落ると申す、

無縁堂

あれに見得まするハ無縁堂と申ても、何人そ無縁に限るて御座りませぬ、御参詣の御方、御銘、御先祖さま方の御帛・御供養にハおふそくハ御座りますまひか当山ハ日本三ヶの異場、誠に清浄の地殺生禁^断ひ不申及、惣して古来より畜類一疋此山にて死た事か御座りませぬ、^{ヨソイ}齡ハ千秋時日に何人にて風と此山にて大病等も御座り無覚迷も見得ますれは早速里^{フロン}へ下ります、又是迄地藏様の御願にて左様の事も御座りませぬ、依之往古より此山にて猫壺疋犬壺疋死たと申事か御座りませぬ、清浄第一の地に御座ります、仏神ともにケ様の清浄の地にて水一盃の御供養ハ御銘、か御家ゝ二て種々の珍膳珍味の御供養被成まするよりも、其功德百倍^{※1}しやと申す、世間にて地こく山とのみねきたもの杯ハかまひなき

物の様に思召ませふか、死て目に見得ぬものの参るか参らぬか実ハたしかに見た者も御座りませぬか、現世にてハ穢^{ケガラワ}しき物ハ何にても入ませぬ御山て御座ります、神仏ハ唯其清浄なる事を好まれます、そふに御座ります、ケ様な難有御山へたまゝの御参詣御座ります、御先祖方にかきらす御兄弟衆・御子供衆其の外知者・近付の衆のほたひの為、栖都婆二而も御立被成ます、壺本ハわつかに銅つゝ、先一通御休足被成てその分寺に御出御請被成向の堂へ御持参被成、水供養にても被成ませ、その等て当山の庵主毎朝毎夜の供養不申及、扱また毎年六月地藏様五歳例の節ハ本山御丈方初海辺其の外諸国数人の大衆方年々大施餓鬼の供養被致ます、是程の事ハ御座りませぬ、易ひもので御座ります、百本御立なされて高ハ六百銅て御座ります、誠に太義ハ一時、記念ハ末代

と申は此事で御座りませふ、其時ハ施主の御好に任せ御布施次第□□ナ大都婆御立被成にもよ(良)ふ御座ります、

石仏薬師如来

扱また向に見得まするハ御薬師堂に御座ります、何の何年頃の事か青森いせ屋・石戸屋両家より納られました御仏(御座ります)、石仏にて御座ります、定て大坂辺出来合の御仏。石切屋達の御作にも御座りませふ、夫にふしきなハ已然より此近辺にて眼煩いたし療治もいたし候し、又魚家にて薬用も仕兼候族、七日七夜、亦ハ三七日も通ウふ夜いたし、ひたすらに立願仕り座頭カ同様の方も元のとふり目の明□方此近辺在々

不少御座りますれとも、夫ハたしかにも思召れますまい、近くハ此先の野辺地と申処の荒町に(住居)いたし 在々売薬仕青木利右衛門と申男其頃五十あまりにて座頭

同様に(相)なり、此許へ登山いたし、三七日カこもり、地藏様、あの薬師様へ唯一心に立願仕候ましたか処ふしきにも元トのとふりになり其後(存生中)

年々祭礼前より登山仕、手伝いたし、その後(故カ)古人になり唯今ハ同人の子供の代になり(候ても)年々御礼参りに見得(まする)申し候、野辺地にて御聞被成れハしれまする、いわしの頭も信心からと申ゆへか、亦霊山の徳か存シ仏ケ様中へあちをやられます、元トハ

外とに御立被成(居候)か、其後時之籠

トカ、御座りまする故り人有之御らんの通り御堂の内(内に)鎮座被成ます、各々各様御在処などにも御眼煩の衆も御座りませふなら御立願被成ませ、先今日ハ幸の御参詣御参り斗も被成御参銭たんと御上ケ、能御知合に(御)なり口諭被成、何その(病の煩の)節ハ知御願被成ませ、

石橋の處ニテ

尊像開帳

此ハ当山の御本尊(伽)位羅陀山地蔵大菩薩御堂也、別慈覚大師の御作に御座る、御開帳被成、当山の縁記を御聞被成ませ、難在事て御座ります、又と申ても大体ハ御参詣被成ますまい、能御拝被成、現世・来世共に得と願被成ませ、地こくのさたも銭次第と申ます、御参銭(ト)たつふりと上られ、極楽の棧敷銭を御出し能所へ御出被成ます(様)か第一て御座ります、私(ワタシ)か帰りますれハ庵主か参り御開帳仕ります、其内(こ)のミたらしにて一銭(マ)あけられ、御手(マ)すらかれ御待被成ませひ、

絵図守札の所

山中地こく極楽の分は唯今御先達申一通置御目候(見カ)とふに私も及はぬ舌のあこたるひ程大体申上ましたか一偏斗り御通中へ一に御覚も

被成ますまひ、又之角御登山被成

御忘れなされてもつまらぬもの

て御座ります、依之近中(当山)

②の絵図を相出します、一枚式拾

御銅つゝて御さります、是を何枚

にても御請被成御持参被成ませ、(マテ)に今

に登山も被成ぬ衆候ハ、見せなされ、

その御方風と御趣相出登山も

なされますれハ別絵図の見んな

された衆の功德に成ます、

三人御進メ登山被成ますれハ御前

片方二度(とく)ハ登山被成たにあたと

申ます、又御宿元へ御持参被成、淋しき

節御らん被成ば、成程其れもこれも御心

控も御座りまして、一入御楽ミにも

成ます、旁五七枚つゝも御請被成

御持参被成ませ、外に難有地藏様

の御影、其外子安の地藏様御影、

子供衆疱瘡守の地藏様も御座り

ます、当山開基被成ました慈覚

大師様の御影、扱又御札ハ火伏、其外

安産の守・雷除また海辺付の衆・

船頭衆ハ海上無難・船中安全の札

も御座ります、横難除と申て

もろゝの難を除ます、御札も

出①ます、御諸士様方は御武運

長久の御札も出①ます②、地藏様御

開帳御済し被成、寺へ御出、絵図・

御札など、それく御請被成御座被成て

折角御信心被成ませ、扱能御土産て

御座ります、湯坪ハひへの湯・古滝

の湯・新滝の湯・花染の湯・薬師

の湯と申て五坪、是ハ地藏様より

各片へ御馳走に毎日立置れ

ます、何時も銭なしに御勝手次

第ゆるく御入被成、御休足被成ませ、

まつく私か御暇申します、

庵主口上

別真中に立せなふハ当山の本尊慈

覚円仁大師の御作の地藏大菩薩、

只今縁記にも有、知申通、夜なく

一百三拾六地こく御回り、罪人とも

御救なされます、依て御衣の御裾や

御袖ハ朝之露にぬれ、又自然と切

て居ます、別部のことくに御座る、誠に

俗に申生き仏て御座被成ます、

扱又此両様ハ地藏菩薩の随神仏

正善童子・正悪童子に御座被成ます、

恵心僧都の御作惣魔降伏・横難

火難惣していろくの難を御除

被成ます、近ふ寄て御拝礼被成ませ、

扱又此仏ハ円空上人の御作十一面

観音菩薩也、別円空の御作ハ近ハ

松前曰ヶ岳の本尊、津軽ハ三馬屋

の御観音御兄弟に入せられ最分

御上無難を御守り、被成、朝夕御信

心被成。衆人愛敬よく御守り被成

ます、近ふ寄て御拝礼、毎月

廿日くの御精進大切になされ

ませ、尤此十一面観音信心被成候ニハ

第一人に救を立せ不申様、其の

身も旅立不申様御心置被成候得者

諸願知成就なさるゝと申ます、

扱これなるハ千手観音・釈迦

如来・弥陀如来、これなるハ同しく

円空の御作寿命観世音、又是

なるは当海辺三十三番の千手

観世音に御座ります、

またこれなるハ慈覚大師の御作十

王尊、是成ハ同く御作三途川の

媼にて御座ります、御らんの通、

なたけつりの御作ゆへ、其昔此

近在目名と申す村の杣とも此辺

山働仕候砌、若ものともいたつ

らにかくの通、御顔をケつり、夫

ゆへ何百年已然の事か、今に

同村の杣此辺山働成ませぬ、

さほどのあらたな十王様ゆへ

再建等惣して手を付候事なり

ませぬによつて、ケ様に御生レ申候

にて御座被成ます、各近^方寄て、

今の世は悪魔払、来世ハ又此御仏

方の思召次第、地こくへも、極楽へも

遣わされます、能^く御願被成ませ、

(丁アキ)

(丁アキ)

(貼紙)

「古河古松軒著

東遊雜記 卷五、六

合本

中道蔵書」

(脱落した点羽) 「□しりました」

(奥付)

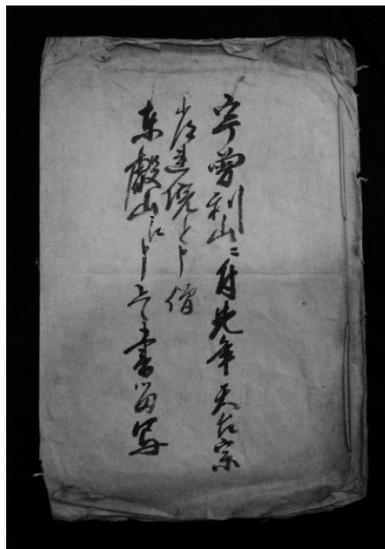
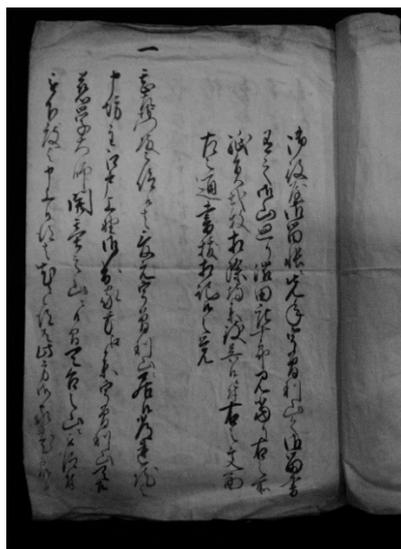
「恐山境内案内演説

嘉永七寅年十九世代弟子

越後宥子白順

改是ヲト^(マ)デル

5、「宇曾利山二付先年天台宗常連院と申僧、東叡山江申上候書留写」



(表紙)

「宇曾利山二付先年天台宗

常連院と申僧

東叡山江申上候書留写」

御役屋御留帳ニ先年宇曾利山之御留書有之、御山回り沼田庄十郎見当り、右之所紙員式枚相除持参致呉候ニ付、右之文面左之通書抜相記候之覚

一、甚左衛門殿被仰候者、爰元宇曾利山二居候常連院と申坊主、江戸上野御出家方江参宇曾利山可有、慈学^(マク)大師開基之山二候間、天台之山二被仰付被下致と申上候得者尤二候得共、此方御家老衆江天台之山二申付不苦候と申出候ハ、可申付候間、御状被遣被下度と甚左門殿江常連院江申上候ニ付而、甚左門殿御挨拶ニ者様子能と御存知無之候、田名部円通寺支配致来候構無之と申出候ハ、様子承り、状差越可申候間、左様心得候様ニと御挨拶成候由、依之拙者共方江被仰越、円通寺構無之候哉、様子円通寺ニ承り可申由被仰候間、円通寺江右之段可申置由如仰出家屋

者末、迄六ヶ敷物ニ御座候故、円通寺江

茂能、聞候間被致委細口上書いたし被上

候様ニと別御家老中御免被成、右之常連

坊江委細如仰遣候間、被念入候様ニと申

渡候、円通寺被申候者、大畑大安寺様茂

古来之儀旁承り合ニ申、書付を以可被申

上由御座候、甚左門殿御尋ニ御座候ハ、

右之段可被仰上候、

右之通式枚之書抜より書写置申候、猶又

右式枚之通右書付茂有之候

(裏表紙)

「円通十三世

千明相代

写し置く」

※レイアウトの都合により、改行位置は原文と違います。

6、「自費栽培樹木保証上申」(明治11年
(1878) 10月25日)

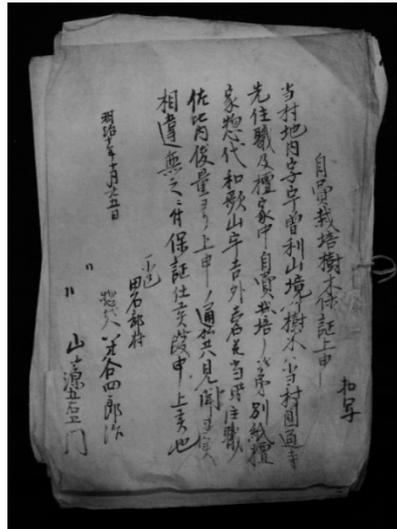
惣代人 米谷四郎作

〃〃 山本源五右エ門

同同 三上熊太郎

山林樹木栽培証之儀二付願

青森県第六大区一小区陸奥国北郡田名部村
地内宇曾利山三番
堂宇敷地百二丁壹反四畝拾五歩ノ内境外
山反別八拾五町四反六畝拾四歩江栽培



控写

自費栽培樹木保証上申

当村地内宇曾利山境外樹木ハ当村円通寺
先住職及檀家中自費栽培ノ次第、別紙檀
家惣代和歌山宇吉外壺名并當時住職
佐比内俊量ヨリ上申ノ通、私共見聞事実
相違無之ニ付、保証仕候此段上申候也、

明治十一年十月廿五日

一小区

田名部村

- 一 杉 五拾本 外 小杉八百五十本程
明治元辰年植立ノ分
- 一 檜 三千五百本 外 二小檜本数不詳
- 一 栗 十本
- 一 雑木 壹万本余

(懸紙)

「本文木数ノ義ハ明治二年以来山中一切立
入不申二付当今ノ粘在難計明治元年

山中見回ノ節見込積上申仕候事」

右八大永二年壬午九月当田名部村曹洞宗
円通寺開山宏知聚覺住職中同村地内檜官林
中央ノ地ニシテ、宇曾利山ヲ受持、草創

ハ往古仁明天皇御宇承和十四年僧円仁帰朝
後堂塔ヲ建立、地藏堂及釜臥山菩提寺ト称
シ、本寺円通受持、尔来祭事罷有候、

享保十一年該寺十一世唯峯海心住職中、旧
盛岡藩主祖先追吊回向不怠執行致居候

趣、藩ノ公聞ニ達セシ由、右ハ平常ノ職務
タリト雖モ、素ト申付タルニモアラス、畢
竟篤実ヨリ本務ヲ尽セシ段、寄特ノ至リニ
付、其賞トシテ田名部通ノ内石持村 当今二
野沢ニ於テ地方五拾石知行寄附シ、永代証書

ヲ拝受シ、以来一層厚ク寵過アリタリ、
宝曆十二年壬午四月十三世千明冠古住職中
當時宇曾利山境内

今ノ宇曾利山三番堂宇敷地百貳町一反四畝
拾五歩ノ内山反別八拾五町四反六畝拾四歩ノ事

雑木数十本天生小檜僅ニ 本数 不詳 相交リ不毛
地同様

ナリト云、此時右境内山江更ニ四本 檜松
杉栗

栽培及雑木トモ悉皆該寺 円通寺受 持菩提寺 所有山
ニ仕度旨上願許可相成候、此時菩提寺看主

円入ナル者初メ檀家当村和歌山吉六・洪田
新四郎・小原六左エ門、其他重立之者共協
議ノ上、四木栽培シ、以来二年或ハ三年目
毎ニ必ス山中苧払卜唱へ、檀家中農業ノ余
暇ヲ以テ右栽培ノ樹木へ障碍可相成葛藤及

甚シク厚立ノ場所ハ之ヲ透切り、透切り見透ノ場所ハ更ニ栽培シ、専ラ同心協力保存ノ道ヲ尽シ、逐年該山樹木モ從テ繁茂シ、示來檀家中代々世話致居候、

安永八年該山堂塔大破ニ及ヒ修覆ノ為境内山ノ内ニテ檜千八百本 別紙甲号 被遣証文 伐採許可

相成候、方時該山ノ義即今ニ比セハ全ク私木ニ相違無之候、蓋シ藩政ノ山法タルヤ地所ニ関セス偏ニ樹木ニ制限アリ、是故ニ現ニ我居宅地或ハ耕地ノ一隅ニ栽培セル一・二ノ樹木ト雖モ四木中ハ必ス之ヲ官ニ具申シ、許可ヲ得檢印ヲ受ルノ后、初メテ之ヲ売却シ、又支用スルモノトス、殊ニ該山ノ義ハ専ラ藩主ノ保護ヲ以維持致來候故ニ前 安永八年 被遣証中ニモ修覆入料余木山法寸面相当ノ分ハ自他払勝手次第云、但書中伐木諸

役 諸税 海陸共免除セラル、ノ明文有之、況ンヤ支用ノ雜木ヲヤ、文化元年十二月十五世東海幡龍住職中別紙乙号ノ通厚立ノケ所ニ於テ檜拾五本見透ニ不相成様伐採許可相成候、該山ノ義ハ素ヨリ檜官林二百、ハケ山ノ外ニシテ官私共一般寺山トノミ称シ、官ニ於テモ他へ運上 御私山ノ事 触出不相成ハ固ヨリ該寺所有山トシテ被附置タル義確定

ニ御坐候、右植立許可証其他賞与、該山堂塔寄附及修繕ノ都度伐木支用ノ余木ヲ売却シ、其価金ヲ以該費用ニ充ツヘキ云、将来維持ノ方法等盛岡旧藩ヨリノ被遣証書数通伝來セルモ数百年前、殊ニ寺院ノ義ハ屢移転・

交換之為メ自然紛失ノ恐モ有之ニ付、檀家中協議ノ上右書類預リ保護致來候所、 安政四丁卯年十二月四日 巳年五月八日 慶応三丁 兩度ノ祝融ニ際シ担任之檀家

和歌山宇吉・小原六左エ門、其他トモ延焼ニ及、自他品物悉皆烏有二属シ、遺憾ノ至リニ候、慶応三卯年二十世堀内賢孝住職中該山へ小杉八百五拾本植立上願ノ所、右ハ植立枯存ノ成否ヲ認め、追テ植立証書盛岡藩ヨリ下付相成筈ニ候、然ル処、明治二巳年正月盛岡藩主白石へ転任ト相成、同年五月中更ニ黒羽藩当地方支配トナリ、本藩出張ノ吏員藩政ノ圧権ヲ以一途ニ確乎ノ証書無之分ハ私有タルノ謂レ、コレ無趣ヲ以テ何等申立モ通徹不致、啻ニ藩治ノ權威ノミナラス畢竟未開固陋ノ私共深く痛心苦慮スルモ亦為ル所ヲ知ラス、唯時勢止ムヘカラサル義ト恐縮ニ而已 折 打過自然該山培養ニモ至兼居得故へニ、慶応三年小杉八百五拾本植立ノ後、植立証書モ受領無之、枯存成否調査モ不仕候、

明治八年二十一世当佐比内俊量住職中本年御県ニテ社寺ノ御調同九年別紙第七拾四号御達モ有之、何分ニモ数百年經過ノ後、加之ナラス安政・慶応兩度ノ祝融ニ罹リ、慶

応三年ヨリ明治ノ初メ藩主ノ転住等ニ際シ確証トモ公認可相成書類ハ悉皆烏有二属セシヨリ、即今迄何等モ不申上荏再罷有候

処、今般三百四十三号御達ノ趣奉謹承候、依之前書上申ノ次第ハ祖先共ヨリ代々言伝及安 政 八年并文化元年旧藩主ヨリ下付セラレシ処ノ別紙甲・乙号伐木許可ノ被遣証、絶ニ存在セルニ葉聊カ公証トモ可相成哉、確認スヘキ証書無之ニ付、今般ノ御趣意ニ於テハ御採用可相成哉、否ラサルヤ、甚タ恐縮ノ至ニ候得トモ、事實相違モ無之、且該山ノ義ハ今ニ猶概シテ寺山ト称シ、他ノ官林ト 西大揚荒川官山東泉沢司字三 余川境南ハ沼境北谷地官山境 自ツカラ其区・域景況モ異ナリ居候義ハ一目瞭然ニシテ、私共ハ勿論、諸人多ク知ル処ニ候間、何卒数百年來祖先共自費栽培ノ勞力ト堂塔長ク保存ノ道モ相立度、誠心深く御憫察被成下置、特別ノ御寛典ヲ以テ何分ノ御沙汰被仰付度、別紙書類写・惣代人保証状相添此段奉願候也、

明治十年十月廿五日

青森県僧

第六大区一小区陸奥国北郡田名部村

円通寺住職 佐比内俊量

同商

同

檀家惣代人 小原六左工門

同商

同 六十六番地

同 和歌山宇吉

村用係 菊池 民太

青森県令山田秀典殿

※レイアウトの都合により改行位置は、原文と違います。

7、「本末由緒記 吉祥山圓通寺 藏書」(大正12年(1923) 5月21日)

(表紙)

「本末由緒記

吉祥山円通寺

藏書」

(丁アキ)

○本末由緒記

(于時明和二乙酉年盛夏日

円通十三世千明冠古改直季)

下総州東曇寺末寺

北郡田名部 吉祥山円通寺

開山宏智聚覺

永祿四年辛酉九月八日示寂

右宏智聚覺者下総国之座而同国関宿

山王山東員寺朗庵禪師法源覺翁和

尚之法嗣文明十六甲辰年八月八日七歳而出

家行脚而大永二己酉之秋到于此地、時人綾草

毫乞休息、師亦同意、送数旬粗随分初

欲建立禅刹、不年成畢而山号吉祥

寺名円通、最朗庵一派之古道場也、

開闢自大永二乙午年、今到明和二乙酉

二百四十五年、

二世竺雲宗天

慶長十乙巳年正月十五日

示寂

右竺雲者俗姓八戸之末裔也、天文二癸巳之

春見聚覺和尚、九歳而出家、開基薩

州太守聖山居士成外藩之檀越再建立

諸堂矣、開基薩州太守聖山弘公居士
慶長十五庚戌年正月廿六日逝

三世舜室長堯

寛永十四年丁丑年四月廿三日寂

此舜室松前法源寺於他山

四世聖山善寿

寛永二十癸未年三月七日寂

五世命庵鷲鷲

慶安四卯年十月廿四日寂

重直様御代之付檜山七左衛門殿野辺地

伊右衛門殿江被仰付、当寺ニ御尋候御位

牌三体御誠之為候存寄奉之入御覽候

所、御二体者御先祖様御位牌ニ候間大切ニ

信仰可申上由、右御兩人ヨリ被仰付、則兩

処之御状而今御遷候、

前薩州太守当寺開基聖山弘公禅定門

慶長十五年正月廿六日

右八戸家十八代 政栄公

前内分太守芳溪栄公禅定門

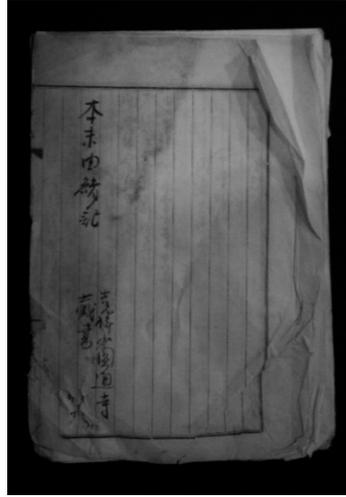
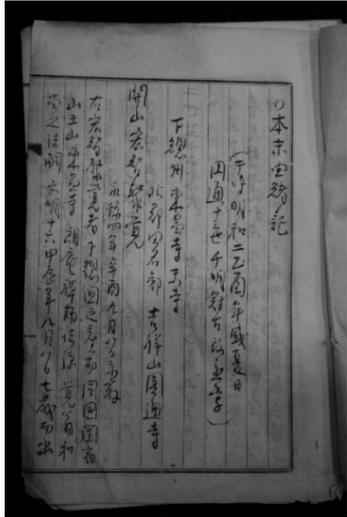
年月不知 二十九日

前内州太守高巖隆公禅定門

年号月日不知

六世中興開山大休号善遊

寛文六丙午年正月十日寂



右大休閉伊之産也

重直様御代殊勝之僧ト被及御聞、御逢

可被遊旨被仰出、御目見得被申上候、從夫代

々御目見得申上候、万治二年円通寺再

造立之^①節、於有戸山御材木被下置候、御

寄附之御証文弥六郎殿・九左衛門殿・

藤右衛門殿御印形ニ而二通有之候外、御

由緒且那共開伝之義有之候得共、惶多

奉存候為、書付申上兼候、

七世大英門突

延宝六戊午年九月十三日寂

前住寿山門昌

元禄十年六月九日寂

八世岳峰慧林

元禄七庚戌年五月朔日寂

九世法山正淳

正徳五乙未年六月廿五日寂

十世唯峰海心

享保十八癸丑年五月三日寂

御先祖様御位牌之由緒有之付、享保十一

年二田名部之内石御持村ニ而五十石寄附

被遊永代御証文拝領仕候、

十一世大果月休 宝曆十二壬午年三月三日寂

十二世大愚癡哲 天明七丁未年十一月朔日寂

十三世千明冠古 寛政十三辛酉年正月十二日寂

十四世台列祖天 寛政拾貳年庚申年正月六日寂

十五世東海蟠龍 文政七甲申年九月八日示寂

十六世泉靈玉龍 文政九年丙戌年三月廿三日寂

十七世臣海百川 天保七申年十月廿二日寂

十八世義堂泰賢 嘉永六丑年六月廿六日寂

十九世恵覚俊道 明治七戌年四月三日寂

廿一世智海俊量

円通寺什物記

觀世音菩薩 弘法大師作

勢至大菩薩 聖徳大師^子作

地藏大菩薩 智証大師作

三社託一幅

交割帳ニ自在筆ト御坐候、

脇差一尺三寸

交割帳ニ蓮華正宗ト御坐候、

白夢二字唐橋立筆有佛仏薬師

之四字如牛之筆

右之内有仏之一幅十一世之和尚報恩

寺之持参、

客殿棟札 六世代再建立之時

太守山城守源重直公御代

聖主天中天 大行台帝釈天 迦陵頻伽喜

今日戒師 文殊菩薩 文殊大士大権菩

薩 万治三庚子年六月吉祥日

奉古殿重興本尊大寛世腕士

衆恐衆生者 諸業受ける普賢菩薩

我等令敬礼当身受觀世音菩薩

普賢大士達磨大師

鐘銘 円通寺五世代

大日本図奥州路南部田名部之吏官七戸
次郎右衛門源政亮為同氏歴々亮夫帰忽
発菩提心而鑄洪鐘置吉祥山円通寺古

刹典修冥福而設孝乎舅翁姑女者也 誠

而功德偉哉 仏天所希神祇所感也 況於人

倫乎、然則又胥夫政亮百年身後亦必登之

彼寄以直視祥生即今又福無量而賑四
生六卦之窮餓者也 寔可謂孝至矣令□

銘真不得辞 故綴拙語以応厥雷銘曰

孝心鴻士 命鳧鐘焉 夢透宵沢
響徹黄泉 発菩提心 驚煩惱眠

朝経募呪 私撃弗愆 円通三昧
礼楽明宣 僧坊殷々 仏堂平々

四出出窟 六卦上天 鏗鏘無尽
億千万年

刻付正保二乙酉年五月吉日 住持 潤一門
下沙門鷲鷲 花園末授 東海小比丘
桂林誌 大工藤原氏 豊後政吉

田名部釜臥山正一位嶽大明神益宇曾利地
獄山トモ、於曾礼トモ、二所同社從開山代只
今迄

二百四十余年別当相勤申候、往古ヨリ此所釜
臥山菩薩寺ト唱来申候、

釜伏山窮人物記

正一位嶽大明神 石像本藏不知

御繪旨 壹筐

法華經第一卷 要文繼紙金泥ニテ

慈覚大師直筆御修

題号

天久重上梶井宮盛胤二品親王

奥州南部北郡田名部庄吉祥山円

通寺住持大要和尚

寛文九己酉祀五月吉辰

此所迄二品親王御直筆ニ候、

○盛胤親王ハ後水尾帝第十五子明正・後光

明・御西院ノ三帝ニハ從弟ニシテ、今上靈元

帝ニハ直かノ御兄ナリ、

靈元帝ハ後水尾帝第十六子ニシテ寛文三

年正月受禪御歳拾歳ニ^三テ踐祚、

上野宮ハ公辦法親王ト覺か、親王ハ後水尾

帝ノ源ニシテ、後西見帝ノ第十六子ナリ、故ニ

盛胤ト翁ノ兩親王ハ叔姪ノ關係ナリ、

伽羅陀山地蔵菩薩

六尺立像 慈覚大師作

ワキ一腕立地藏尊式体 直心充影ノ作
^{※5} 図司金石ニ切付

当山者慈覚建立^{マシ}乏靈山也、慧心定彰自
作之千体地藏山中之窟ニ存難有之覃

末世朽損諸人盗乱不殘損失、大若二体
後代之為証捺安置並慈覚正筆納

置者也、□□□如典切付ケ有之候、

地藏菩薩 小立像 慈覚大師御作

阿弥陀仏 同御作

奪衣婆 俗ニ三途川
之婆々トモ 同御作

大般若經 式百二十六卷 辨慶坊筆

釜臥山菩提寺銅棟札

太守山城守源重直公御代

聖主天中天 大行授帝釈天

迦陵頻伽夢 今日戒師 文殊大士

奉建立釜臥山大明神^{申上}御影本地釈迦

如来金像 菩提字修

哀恐衆生者 所業受賢大士

我等令願礼 肴引受觀音大士

于時明曆三丁酉年七月九日

工匠藤原頼直願真杉

山主吉祥山円通寺 雲外釈比丘

元禄十一寅年武州東叡山宮様ヨリ、釜臥山菩提

寺ハ慈覚大師之開基故、御所決能、而行

信様御代被仰遣候、依之円通寺に右之趣
被仰慥候ニ付、別当正淳被申上候者、被仰付奉

畏候、就夫先年円通寺ニ被上達候釜臥山
大明神之御繪旨如何可仕哉、右之御繪旨共ニ

可奉指上哉ト申上候行ニ御繪旨有之義ハ
御存分不被遊御繪旨之義者宮様上分ト

御了簡ニモ難被遊故乎、先規之通ニ円通寺

預リ可申由仰渡候、

右旧記之通無相違書上奉上候、以上、

円通寺 大果

延享元甲子年十月十一日

円通寺末 円祥山大安寺―大畑

佐井村 正厳山長福寺

川内村 独峰山泉龍寺

蒲野沢村 禅定山法林寺

城ヶ沢村 月照山清沢寺

砂子又 白雲山円流寺

以上

○本末由緒記 終

大正十二年五月廿一日

円通寺庫裏ニテ

中道等

識

